

資料編

七ヶ宿町 地域防災計画 目次

1. 防災会議関係.....	1
【資料 1-1】七ヶ宿町防災会議条例.....	1
【資料 1-2】七ヶ宿町防災会議規程.....	3
【資料 1-3】七ヶ宿町防災会議事務処理要領.....	4
【資料 1-4】七ヶ宿町防災会議構成員.....	5
2. 町の概況及び危険箇所等.....	6
【資料 2-1】土地利用の推移.....	6
【資料 2-2】気象概要.....	6
【資料 2-3】人口の推移.....	7
【資料 2-4】産業別人口の推移.....	7
【資料 2-5】地すべり危険箇所.....	8
【資料 2-6】地すべり地区.....	8
【資料 2-7】土石流危険溪流.....	9
【資料 2-8】急傾斜地崩壊危険箇所.....	10
【資料 2-9】山腹崩壊危険地区.....	10
【資料 2-10】崩壊土砂流出危険地区.....	11
【資料 2-11】土砂災害警戒区域.....	12
3. 災害対策本部関係.....	13
【資料 3-1】七ヶ宿町災害対策本部条例.....	13
【資料 3-2】七ヶ宿町災害対策本部設置要綱.....	14
【資料 3-3】七ヶ宿町災害対策本部活動要領.....	16
【資料 3-4】防災活動拠点.....	21
4. 災害救助法関係.....	22
【資料 4-1】災害救助法による救助の方法、程度及び期間について.....	22
【資料 4-2】被災世帯の算定基準.....	25
5. 広域応援関係.....	26
【資料 5-1】災害時における宮城県市町村相互応援協定書.....	26
【資料 5-2】災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領.....	29
【資料 5-3】福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定.....	36
【資料 5-4】宮城県広域消防相互応援協定書.....	38
【資料 5-5】宮城県広域航空消防応援協定書.....	41
【資料 5-6】宮城県内航空消防応援協定書.....	43

【資料 5-7】 白石市・蔵王町・七ヶ宿町消防相互応援協定書.....	47
【資料 5-8】 山形県上山市・七ヶ宿町消防相互応援協定書.....	49
【資料 5-9】 山形県高畠町・七ヶ宿町消防相互応援協定書.....	51
【資料 5-10】 災害時医療救護に関する協定書.....	53
【資料 5-11】 災害時医療救護に関する協定書実施細則.....	55
【資料 5-12】 災害時における応急物資供給等の協力に関する協定書.....	57
【資料 5-13】 大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する覚え書.....	62
【資料 5-14】 自衛隊要請先.....	64
【資料 5-15】 大規模災害（被災）時の緊急消防援助隊情報連絡（要請）体系図....	64
6. 情報・連絡関係.....	65
【資料 6-1】 町内観測施設.....	65
【資料 6-2】 異常現象発見時の通報先一覧.....	66
【資料 6-3】 市町村被害状況報告要領.....	67
【資料 6-4】 防災行政無線.....	76
【資料 6-5】 防災関係機関連絡先.....	76
【資料 6-6】 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）の業務概要.....	77
【資料 6-7】 住民への情報伝達の流れ.....	78
【資料 6-8】 災害用伝言ダイヤル等の利用方法.....	79
7. 消防・水防関係.....	82
【資料 7-1】 危険物関係施設.....	82
【資料 7-2】 消防団組織及び装備.....	83
【資料 7-3】 防火団体（婦人防火クラブ）.....	83
8. ライフライン関係.....	84
【資料 8-1】 簡易水道施設.....	84
【資料 8-2】 水道関係事業者.....	84
【資料 8-3】 下水道施設.....	85
【資料 8-4】 発電所.....	85
【資料 8-5】 液化石油ガス取扱施設.....	85
【資料 8-6】 日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」.....	86
9. 避難関係.....	89
【資料 9-1】 避難所場所.....	89
10. 医療関係.....	90
【資料 10-1】 医療機関.....	90
【資料 10-2】 災害拠点病院.....	90

【資料 10-3】 医薬品等の調達先.....	91
【資料 10-4】 医療救護所設置予定場所.....	91
11. 道路の復旧・緊急輸送関係.....	92
【資料 11-1】 建設業者.....	92
【資料 11-2】 建築資材の調達先.....	92
【資料 11-3】 障害物の除去に要する機械等.....	92
【資料 11-4】 町有車両.....	93
【資料 11-5】 緊急輸送道路.....	94
【資料 11-6】 ヘリコプター臨時離発着場所.....	94
【資料 11-7】 臨時ヘリポート設置基準.....	95
12. 食料・生活物資関係.....	96
【資料 12】 町内の商店等.....	96
【資料 12-1】 主食の調達先.....	97
【資料 12-2】 副食、調味料の調達先.....	97
【資料 12-3】 生活物資の調達先.....	98
13. 遺体の処理関係.....	99
【資料 13-1】 遺体の一時保存予定場所.....	99
【資料 13-2】 火葬場.....	99
【資料 13-3】 埋葬予定場所.....	99
14. 教育関係.....	100
【資料 14-1】 学校施設.....	100
【資料 14-2】 指定文化財.....	100
15. 被災者の生活支援.....	101
【資料 15-1】 七ヶ宿町災害弔慰金の支給等に関する条例.....	101
【資料 15-2】 災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例.....	105
【資料 15-3】 被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通措置.....	107
【資料 15-4】 農林水産業の災害復旧に係る制度資金.....	108
【資料 15-5】 災害援護資金の貸付制度.....	109
【資料 15-6】 母子及び寡婦福祉資金の貸付制度.....	109
【資料 15-7】 生活福祉資金の貸付制度.....	111
16. 雪害対策.....	112
【資料 16-1】 雪崩危険箇所.....	112
【資料 16-2】 除雪路線及び除雪延長.....	112
【資料 16-3】 除雪基地及び装備.....	113

17. 激甚災害の指定.....	114
【資料 17-1】 激甚災害指定基準.....	114
【資料 17-2】 激甚災害の指定手順.....	117
18. 火山関係.....	118
【資料 18-1】 蔵王山ハザードマップ.....	118
【資料 18-2】 蔵王山噴火警戒レベル.....	119
【資料 18-3】 エコーライン開通期の対策.....	120
【資料 18-4】 エコーライン閉鎖期の対策.....	125
【資料 18-5】 降灰後の土石流の対策.....	133
【資料 18-6】 蔵王山噴火警戒に係る対応状況報告.....	135
19. 様式.....	149
【様式 1】 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	149
【様式 2】 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）	150
【様式 3】 緊急通行車両標章	151
【様式 4】 死体処理台帳	152
【様式 5】 埋葬台帳	153

1. 防災会議関係

【資料 1-1】七ヶ宿町防災会議条例

七ヶ宿町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 24 日

条例第 32 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、七ヶ宿町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 七ヶ宿町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者
 - (2) 宮城県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 宮城県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 仙南地域広域行政事務組合消防本部消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の公共的団体の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 第 5 号、第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 1-2】七ヶ宿町防災会議規程

七ヶ宿町防災会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は七ヶ宿町防災会議条例（昭和 37 年七ヶ宿町条例第 32 号以下「条例」という。）第5条に基づき条例に定めるもののほか七ヶ宿町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所、及び議事々項を示して、委員に通知して行うものとする。ただし急を要する場合はこの限りではない。

2 委員は、病気その他の理由により会議に出席することが出来ないときは、あらかじめ会長に届出なければならない。

(会議録)

第3条 防災会議に関する次の事項は会議録に記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 説明等のため出席した者の氏名
- (4) 諸報告の概要
- (5) 議事の概要
- (6) その他会議において必要と認める事項

(その他)

第4条 この規定に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮ってその都度定める。

附 則

この規程は昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

【資料 1-3】七ヶ宿町防災会議事務処理要領

七ヶ宿町防災会議事務処理要領

(趣旨)

1. この要領は七ヶ宿町防災会議（以下「防災会議」という。）における事項処理について定めるものとする。

(防災会議の庶務)

2. 防災会議の庶務は、七ヶ宿町役場総務課（以下「総務課」という。）において行うものとする。

(審議事項の決定)

3. 防災会議の委員は、防災会議に審議すべき事項が生じたときは、関係書類を添えて総務課長に送付するものとする。

(その他)

4. この要領に定めるもののほか必要な事項は会長がその都度定める。
5. この要領は昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

【資料 1-4】七ヶ宿町防災会議構成員

七ヶ宿町防災会議構成員

番号	区分		所属機関
1	1号委員	指定地方行政機関	仙台森林管理署長
2			東北地方整備局七ヶ宿ダム管理所長
3	2号委員	県の機関	大河原地方振興事務所長
4			仙南保健福祉事務所長
5			大河原土木事務所長
6	3号委員	警察の機関	白石警察署長
7	4号委員	七ヶ宿町部局	七ヶ宿町副町長
8			七ヶ宿町会計管理者
9			七ヶ宿町総務課長
10			七ヶ宿町ふるさと振興課長
11			七ヶ宿町町民税務課長
12			七ヶ宿町健康福祉課長
13			七ヶ宿町農林建設課長
14			七ヶ宿町国民健康保険診療所事務長
15	5号委員	教育機関	七ヶ宿町教育委員会教育長
16	6号委員	消防機関	仙南地域広域行政事務組合消防本部消防長
17			七ヶ宿町消防団長
18	7号委員	指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体	東北電力(株)白石営業所長
19			東日本電信電話(株)-東北宮城支店 オフィス営業部門仙南営業支店長
20			(社)七ヶ宿町社会福祉協議会事務局長

2. 町の概況及び危険箇所等

【資料 2-1】土地利用の推移

	田	畑	森林	原野	水面・河川・水路	宅地	その他	合計
昭和 55 年	324	430	24,160	0	119	74	764	25,871
60 年	392	490	24,331	6	145	76	414	25,854
平成 2 年	289	400	24,049	6	253	89	1151	26,237
7 年	280	381	24,054	13	653	94	762	26,237
12 年	274	355	24,045	13	654	105	582	26,028
17 年	274	355	24,045	13	654	105	582	26,300
22 年	268	349	24,057	13	654	106	580	26,000

(宮城県統計年鑑 単位 ha)

【資料 2-2】気象概要

■気温・降水量 (平成 26 年 1 月～平成 26 年 12 月 ダム管理事務所)

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平均
月別平均気温 (℃)	-0.5	-0.6	3.2	8.8	15.2	19.4	22.3	23.2	18.2	13.0	7.9	0.6	10.59
月別平均最高気温 (℃)	3.62	2.78	7.39	15.47	21.57	24.45	27.38	28.44	24.45	18.77	13.01	4.25	15.96
月別平均最低気温 (℃)	-3.64	3.65	-0.32	2.75	9.79	15.49	18.52	19.90	13.96	8.71	4.04	-1.98	6.96
月別平均月降水量 (mm)	38	125	164	77	80	313	246	172	93	206	102	119	143

■最大積雪量 国土交通省水文水質データベースより (単位: cm)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
湯原地区	129	114	173	160	141	184	177	91

【資料 2-3】人口の推移

(国勢調査：各年 10 月 1 日)

	人口（人）			世帯数	老年人口（％）
	総数	男	女		
昭和 55 年	2, 926	1, 410	1, 516	850	17. 9
60 年	2, 543	1, 339	1, 204	907	18. 5
平成 2 年	2, 208	1, 092	1, 116	666	25. 9
7 年	2, 174	1, 067	1, 107	683	33. 2
12 年	2, 034	990	1, 044	656	36. 6
17 年	1, 871	909	962	651	42. 3
22 年	1, 694	839	855	622	44. 2

【資料 2-4】産業別人口の推移

(国勢調査：各年 10 月 1 日)

	就業者 人（％）	第 1 次産業 人（％）	第 2 次産業 人（％）	第 3 次産業 人（％）
昭和 55 年	1, 643 (56. 2)	608 (37. 0)	628 (38. 2)	407 (34. 8)
60 年	1, 545 (60. 8)	489 (31. 7)	683 (44. 2)	373 (24. 1)
平成 2 年	1, 204 (54. 5)	408 (33. 9)	420 (34. 9)	376 (31. 2)
7 年	1, 089 (50. 1)	269 (24. 7)	375 (34. 4)	445 (40. 9)
12 年	948 (46. 7)	267 (28. 2)	259 (27. 3)	422 (44. 5)
17 年	839 (44. 8)	231 (27. 5)	208 (24. 8)	400 (47. 7)
22 年	714 (42. 1)	191 (26. 8)	177 (24. 8)	346 (48. 5)

【資料 2-5】地すべり危険箇所

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

箇所名	河川名			地 形		被害想定区域内の保全対象			年月日・番号 建設省告示
	水系	幹線名	溪流名	大字	危険箇所 面積	人家 戸数	耕地	公共施設	
大梁川	阿武隈川	白石川	大梁川	若林山	99.0	0	0.0	国道 600m 市道 2800m	
関				関	3.1	2	0.2	プール 1 町役場 1 消防署 1	
横川 1	阿武隈川	横川		横川	25.6	0	10.2	農道 550m	
横川 2				横川	8.6	13	1.3	町道 550m	
長老湖	阿武隈川	横川		柏木山	250.0	24	124.3	県道 200m 町道 4100m 公民館 1	

「H9 地すべり危険箇所調査資料」より

【資料 2-6】地すべり地区

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

地区名	大字	字	人家 数	公共 施設の 種類	公共 施設の 数量	道路 の種 類	道路 の数量	面積	進捗 状況	保安 林等	調査 年	その 他の 種類	その 他の 数量	その 他の 単位
長老	関	柏木山		ダム	1	県道	500	30	未成	有	S61			
東谷地山	関					林道	800	54	無	無	S61			
上の平山		横川 地 内				町道 林道	1500 2000	6	一 部 既成	無	H3	橋	1	

【資料 2-7】土石流危険溪流

(平成 28 年 3 月 31 日)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地 (字)	溪流概況			保全対象				
					溪流 長 (km)	流域 面積 (km ²)	平均 勾配 (度)	人家 戸数 (戸)	耕地 面積 (ha)	公共施設		
										道路 (km)	鉄道 (km)	建物 (戸)
1-4-61	阿武隈川	白石川	関沢	関	0.33	0.1	9.1	3	0.20	0.15		2
1-4-62	〃	〃	関沢 2	〃	0.25	0.2	9.1	54				17
1-4-63	〃	〃	滑津沢	滑津	0.23	0.03	16.9	8	0.20	0.10		
1-4-64	〃	〃	滑津沢 3	〃	0.24	0.1	9.9	14	0.10	0.25		
1-4-65	〃	〃	滑津沢 2	〃	1.67	0.4	9.5	10	0.80	0.12		
1-4-66	〃	〃	小松沢	〃	3.34	1.9	10.6	8	0.59	0.15		
1-4-67	〃	〃	御熊沢 2	湯原	0.48	0.2	12.6	9	0.39	0.18		2
1-4-68	〃	〃	御熊沢		1.30	0.7	10.5	3	0.33			2
1-4-110	〃	横川	横川沢 1	横川	0.40	0.1	12.7	7	0.20	0.30		
1-4-111	〃	〃	横川沢 2		1.44	2.3	16.6	10		0.30		
1-4-124	〃	摺上川	稲子沢	稲子	0.83	0.3	9.6	7		0.18		
1-4-125	〃	〃	稲子沢 2	〃	0.60	0.2	13.1	6	0.20	0.35		
1-4-141	〃	白石川	湯原沢 2	湯原	0.15	0.06	11.3	10				
1-4-554	〃	〃	関沢	関	0.64	0.17	16.0	1	2.30	0.15		1

「総合土石流対策基本計画書」より

【資料 2-8】急傾斜地崩壊危険箇所

(平成 28 年 3 月 31 日)

箇所名	位 置		地 形			人家 戸数	公共的建物		公共施設		急傾斜地 危険区域 の指定の 有 無
	大字	小字	延長 (m)	傾斜 度(度)	高さ (m)		種類	数量	種類	数量 (m)	
柳沢山の 1	湯原	柳沢山	105	60	28	0					
柳沢山の 2	〃	〃	130	35	22	0	旧小学校	1			
東口道上	〃	東口道上	315	45	70	11	防雪 センター	1	国道	80	急 08/03/15 301
関の 1		関	100	47	13	5			町道	55	有
関の 2		内川	95	50	8	5			河川	60	

「急傾斜地崩壊危険箇所調査表」より

【資料 2-9】山腹崩壊危険地区

(平成 28 年 3 月 31 日)

調査 地区	地区名	字	人家 数	公共 施設の 種類	公共 施設の 数	道路 の種 類	道路 の数 量	危険 地区 面積	傾斜 の平 均	進捗 状況	保安 林等	調査 年	その 他の 種類	その 他の 数量
53	滑津 西の森	中之沢	2			国道	300	1	55	無	無	S61		
54	湯原	町裏	48	旧学 校	1	国道	600	2	49.2	一 部 既成	無	S61		

【資料 2-10】 崩壊土砂流出危険地区

(平成28年3月31日)

危険地区番号	地区名	管理	位置	字	危険度			危険地区 面積 h a	保安林等	地すべり 防止区域 指定	他の法令 等の指定	荒廃状況 (崩壊又 は地すべ り)
					崩壊土砂流 出危険度	被災危険度	危険地区の 危険度判定					
302-0001	渡瀬	民	七ヶ宿町	平畑	b 1	c 2	C	2.10	無	無	無	無
302-0002	大野沢	民	七ヶ宿町	大野沢	a 1	c 2	B	2.40	有	無	無	有
302-0003	大穴沢	民	七ヶ宿町	大萱	b 1	c 2	C	12.00	有	無	無	有
302-0004	小穴沢	民	七ヶ宿町	栗原	b 1	c 2	C	9.00	無	無	無	有
302-0005	大深沢	民	七ヶ宿町	仕切目	b 1	c 2	C	74.70	有	無	無	有
302-0006	小深沢	民	七ヶ宿町	島木野	a 1	c 2	B	13.50	有	無	無	有
302-0007	長老沢	民	七ヶ宿町	柏木山	c 1	b 2	C	0.4	有	無	無	有
302-0008	柏木山沢	民	七ヶ宿町	柏木山	c 1	c 2	C	0.60	有	無	無	有
302-0009	横川	民	七ヶ宿町	大萱	c 1	b 2	C	3.60	無	無	無	無
302-0010	滑津	民	七ヶ宿町	小松沢	b 1	a 2	A	6.60	無	無	無	無
302-0011	峠田	民	七ヶ宿町	俣ノ台	c 1	b 2	C	5.1	無	無	無	無
302-0012	湯原	民	七ヶ宿町	柳沢山	c 1	a 2	B	1.0	無	無	無	無
302-0013	干蒲	民	七ヶ宿町	熊ノ前	c 1	a 2	B	4.8	無	無	無	無
302-0014	大物沢	民	七ヶ宿町	俣ノ台	c 1	b 2	C	0.5	無	無	有	有
302-0015	長老沢	民	七ヶ宿町	柏木山	c 1	b 2	C	0.4	無	無	無	無
302-0016	炭谷沢	民	七ヶ宿町	矢立平	c 1	c 2	C	1.50	有	無	無	有
302-0017	大梁川沢	民	七ヶ宿町	若林山	c 1	c 2	C	2.64	有	無	無	無
302-0018	小梁川沢	民	七ヶ宿町	若林山	b 1	c 2	C	0.7	無	無	無	有

【資料 2-11】土砂災害警戒区域

(平成 28 年 3 月 31 日)

自然現象の 種類	溪流番号又は 箇所番号	溪流名又は 箇所名	所在地	告示年月日	告示番号
土石流	1-22-001	稲子沢	刈田郡七ヶ宿町字稲子	H26. 5. 20	第463号
土石流	1-22-002	稲子沢 2	刈田郡七ヶ宿町字稲子、字程ヶ沢	H26. 5. 20	第463号
土石流	1-22-003	関沢	刈田郡七ヶ宿町字沢上山、字横目山	H26. 5. 20	第463号
土石流	1-22-004	関沢 2	刈田郡七ヶ宿町字沢上山、字寺山、字利津保	H26. 5. 20	第463号
土石流	1-22-009	俣の上沢	刈田郡七ヶ宿町字俣ノ上	H26. 5. 20	第463号
土石流	1-22-018	町裏沢	刈田郡七ヶ宿町字町裏、字壇前、字湯原	H26. 5. 20	第463号
土石流	1-22-019	湯原沢	刈田郡七ヶ宿町字町裏	H26. 5. 20	第463号
土石流	1-22-027	滑津沢 2	刈田郡七ヶ宿町字小松沢、字愛宕下、字滝ノ上	H26. 5. 20	第463号
土石流	1-22-028	滑津沢	刈田郡七ヶ宿町字浦山	H26. 5. 20	第463号
土石流	1-22-029	滑津沢 3	刈田郡七ヶ宿町字愛宕下	H26. 5. 20	第463号
土石流	1-22-033	瀬見原沢	刈田郡七ヶ宿町字瀬見原、字坂上、字大穴沢	H26. 5. 20	第463号
急傾斜地の 崩壊	1-自-0071	東口道上	刈田郡七ヶ宿町字東口道上	H26. 5. 20	第463号
急傾斜地の 崩壊	1-自-1148	関の 2	刈田郡七ヶ宿町字下町尻	H26. 5. 20	第463号
急傾斜地の 崩壊	1-自-1149	柳沢山の 2	刈田郡七ヶ宿町字町裏	H26. 5. 20	第463号
地すべり	25	大梁川	刈田郡七ヶ宿町字若林山	H26. 5. 20	第464号
地すべり	26	関	刈田郡七ヶ宿町字関/字館下	H26. 5. 20	第464号
地すべり	27	横川 1	刈田郡七ヶ宿町字沼ノ内	H26. 5. 20	第464号
地すべり	28	横川 2	刈田郡七ヶ宿町字横川/字西町裏	H26. 5. 20	第464号
地すべり	29	長老湖	刈田郡七ヶ宿町字柏木山	H26. 5. 20	第464号

3. 災害対策本部関係

【資料 3-1】七ヶ宿町災害対策本部条例

七ヶ宿町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 24 日

条例第 33 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 6 項の規定に基づき、七ヶ宿町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 3-2】七ヶ宿町災害対策本部設置要綱

七ヶ宿町災害対策本部設置要綱

（目的及び設置）

第1条 災害対策に関する一元的体制を確立し、水防、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため、七ヶ宿町災害対策本部（以下「本部」という）置く。

（本部の位置）

第2条 本部は、七ヶ宿町役場内におく。

2 七ヶ宿町役場が災害により被災し、本部設置が不可能な場合には、本部を高齢者生活福祉センターに設置する。

（本部の設置及び廃止）

第3条 本部は、災害が発生したとき又は、災害が発生するおそれがある場合において、本部長が必要と認めたとき開設する。また、町内に震度6弱以上の地震が発生した場合、本部を自動設置する。

2 本部は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後において災害応急対策措置がおおむね完了したと認められるときに廃止する。

（職員の配備）

第4条 本部長は、前条第1項の規定により本部を開設した場合は、別に定めるところにより、1号、2号、3号配備の3段階に区分し、本部職員の非常配備を指令する。

（副本部長及び本部員）

第5条 副本部長は、助役をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という）は、各課長、所長、その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

（本部員会議）

第6条 本部長、副本部長及び本部員は、本部員会議により災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施を推進する。

2 本部員会議は本部長が招集する。

(部)

第7条 条例第3条により本部に「七ヶ宿町地域防災計画」に掲げる部を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、「七ヶ宿町地域防災計画」に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。

(部の班)

第8条 部に「七ヶ宿町地域防災計画」に掲げる班を置く。

2 班に班長及び副班長を置き、本部長が指名した職員をもって充てる。

3 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときはその職務を代行する。

(部の分掌業務)

第9条 各部の事務分掌は「七ヶ宿町地域防災計画」に定めるとおりとする。

(現地調査班)

第10条 本部長は、必要と認める場合、現地調査班を設け被災地又は災害が予想される地域に派遣する。

2 現地調査班は、班長以下若干名をもって組織し、本部長が直接指揮する。

3 現地調査班は、被害の情報を本部に通報するとともに、急を要する場合は、その対策について適切な措置を講ずるものとする。

4 班長及び班員は本部長が、その都度指名した職員をもって充てる。

(関係機関への連絡及び要請)

第11条 本部長は災害の状況に応じ、次の掲げる関係機関に対して連絡し、又は必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

- (1) 農林団体
- (2) 商工会
- (3) 国及び県の機関
- (4) 一般住民
- (5) その他公共的機関又は団体

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、災害対策本部の活動に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は昭和62年4月1日から施行する。
- 2 災害対策本部運営要綱は廃止する。

【資料 3-3】七ヶ宿町災害対策本部活動要領

七ヶ宿町災害対策本部活動要領

(目的)

第1条 この要領は、七ヶ宿町災害対策本部設置要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、七ヶ宿町警戒本部、七ヶ宿町特別警戒本部、七ヶ宿町災害対策本部（以下「本部」という。）の活動に関する基本事項を定め、防災対策の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

(本部員会議)

第2条 本部員は、災害対策に関し本部員会議に附議する必要があると認める場合は、その資料を提示し、本部長に会議の開催を求めるものとする。

2 本部員が本部員会議に出席する場合は、それぞれの所管事項に関する次の災害対策資料を提出しなければならない。また必要によりその所属職員を会議に出席させることができる。

- (1) 災害及び被害の状況
- (2) 応急活動及び措置内容
- (3) 住民・関係機関等に対する協力又は連絡調整事項
- (4) 今後の応急対策、復旧対策
- (5) その他本部長の指示事項

(非常配備)

第3条 町長は、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ強力な非常配備の体制を整えるものとする。又警戒配備連絡体制は別表3による。

2 非常配備の区別、内容等の基準は次のとおりとする。

区分	配備内容	配備時期
1号 配備	所要人員の全員をもって当るもので、速やかに2号配備に切替えられるものとし、又切替え前においても災害発生とともに直ちに非常活動を開始できる態勢をとる。	1 宮城県山沿南部に大雨警報、暴風警報、洪水警報、その他の警報の1以上が発令されたとき 2 町域又は宮城県南部地域（仙台湾気象台発表）で震度4の地震が観測されたとき 3 その他特に町長が必要と認めたとき
2号 配備	災害関係全課の職員で情報連絡活動が行いうる体制で状況により災害対策本部を設置でき、他の職員も直ちに活動を開始できる完全な態勢とする。	1 宮城県山沿南部に大雨警報、暴風警報、洪水警報、その他の警報の1以上が発令され、災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき 2 町域又は宮城県南部地域（仙台湾気象台発表）で震度5弱・強の地震が観測されたとき 3 その他特に町長が必要と認めたとき
3号 配備	組織の全力をあげて応急対策を実施するため、災害応急対策に全職員が従事することができる態勢とする。	1 町域又は宮城県南部地域（仙台湾気象台発表）で震度6弱以上の地震が観測されたとき 2 その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において町長が必要と認めたとき

3 各課長は、前項の基準に基づき、非常配備編成計画をたて非常配備編成計画表を本部長に提出しなければならない。

（1号配備下の活動）

第4条 1号配備下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各課長等は、分掌業務にかかる情報の収集及び連絡体制を強化する。
- (2) 総務課長は、各課長等と相互の連絡を密にし、緊急措置については、町長に報告するものとする。
- (3) 町長は、本部員会議を開催し、応急対策についての方針を決定するとともに、必要事項については、住民の指示又は伝達するものとする。
- (4) 各課長は次の措置を取り、その状況を町長に報告するものとする。
 - イ 災害の現況について、職員に周知させ所要の人員を非常配備につかせる。
 - ロ 装備・物資・資器材・設備・機械等を点検し、必要に応じ被害予想地へあらかじめ配置する。
 - ハ 関係協力機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。
- (5) 各課長等は、要員配備の方法及び人員等について、2号配備から3号配備に切替えられるよう体制を整備しておくものとする。

（2号配備下の活動）

第5条 2号配備下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

2号配備が指令された場合、各課長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部に報告するものとする。

（3号配備下の活動）

第6条 3号配備下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

3号配備が指令された場合、本部長の指令に基づき各班長が災害の状況に応じ、本部指令を基準として臨機応変に動員する。また、本部を設置したときは、県及び防災関係機関に報告する。

（非常配備の開始及び解除）

第7条 非常配備体制の開始及び解除は町長が指令するものとする。

（関係機関に対する応援要請）

第8条 町長は、応急措置を実施する場合において、国・県・他の市町及び自衛隊等の応援を必要と認めたときは、すみやかに応援要請の手続きをするものとする。

2 町長は、前項の応援について、決定通知があった場合は、関係機関の受入れ体制を整備するため、関係課長等に必要な指示をするものとする。

第9条 町長は町内における被害状況について、迅速適確な把握に努め、その状況の判明した結果を随時県本部に報告するものとする。

2 町長は、被害状況等を必要の都度、関係機関及び住民に発表するものとする。

（関係機関との協力）

第10条 各課長等は、応援対策に関し、各協力機関の協力を必要とする場合は、その旨を総務課長に連絡するものとする。

- 2 総務課長は、前項の連絡を受けた場合は、町長に報告するものとする。
- 3 町長が協力機関の協力要請を決定したときは、総務課長は直ちに関係協力機関に対し協力要請の手続きをするものとする。

(記録)

第 11 条 各課長は、災害に関する各種情報・指示事項等の受理伝達及び報告等については、すべて記録し、これを保存しなければならない。

(標識)

第 12 条 本部長・副本部長・部長・班長・その他本部職員は、災害対策活動に従事するときは別図の腕章を着用するものとする。

- 2 対策本部の車両等は別図標識を標示する。

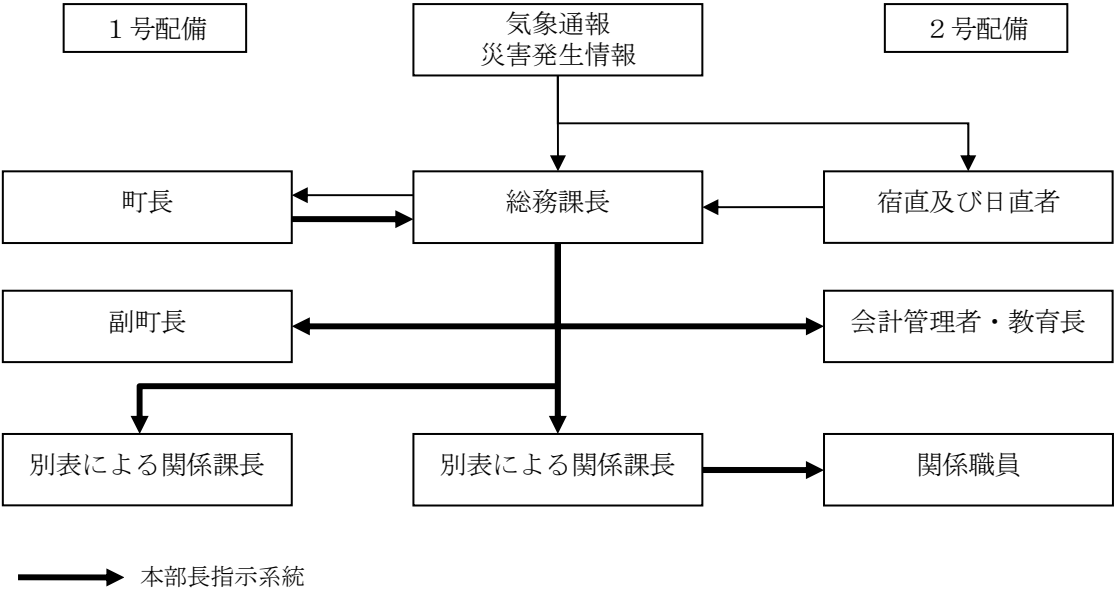
(水防及び災害救助に関する計画)

第 13 条 消防団・災害救助隊の活動に関する細部事項については、本部長が必要に応じ指示するものとする。

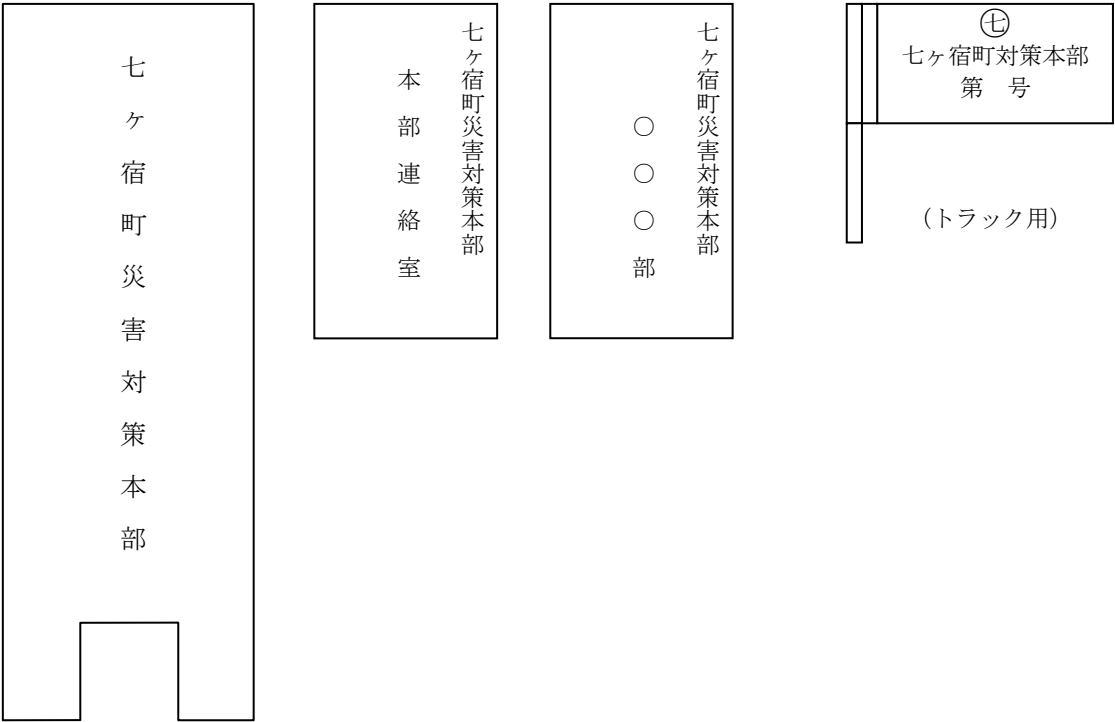
附 則

- 1 この要領は昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

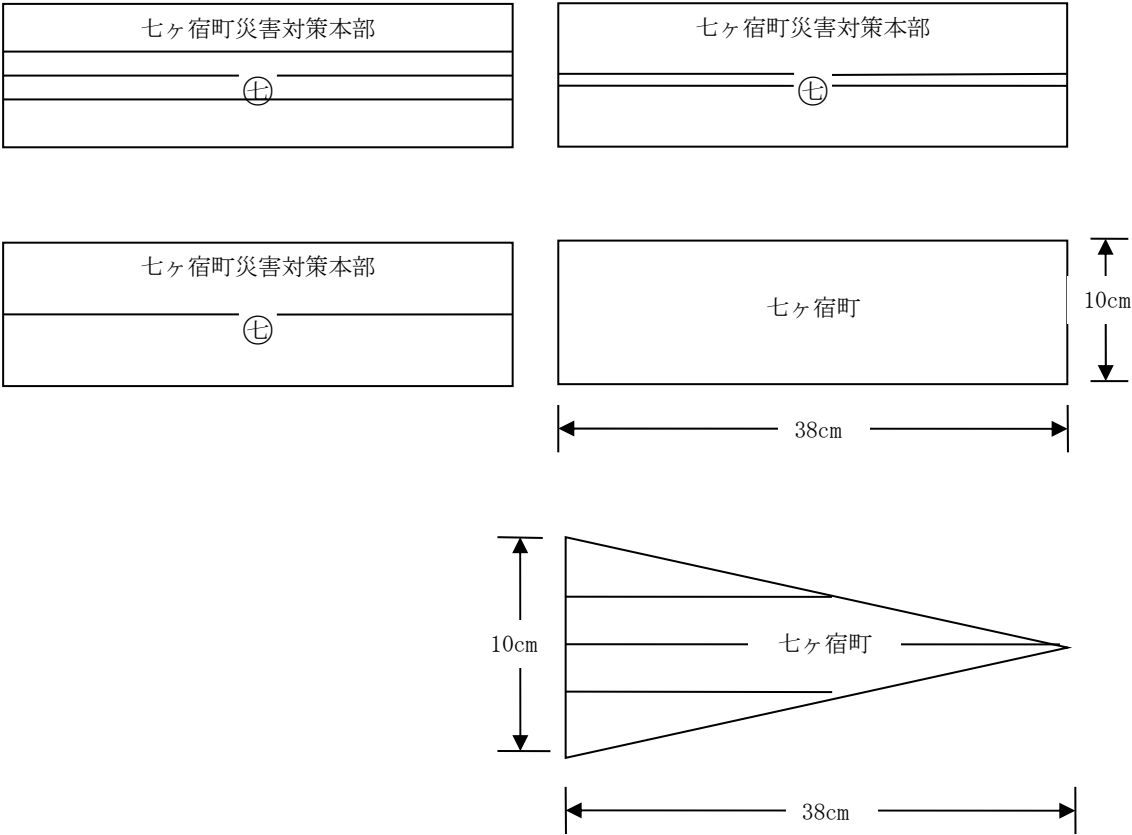
別表3 警戒配備連絡体制



別図



腕章



(注) 腕章：台地は白色とし文字は黒色とする。
標旗：台地は緑色とし文字は白色とする。

【資料 3-4】防災活動拠点

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

区分	施設	所在地	電話
災害対策活動拠点	町役場	関 126	0224-37-2111
物資集積拠点	道の駅「七ヶ宿」	上野地内	0224-37-2721
物資輸送拠点 ヘリポート	町民グラウンド	瀬見原	—
	七ヶ宿スキー場第 2 駐車場	俣ノ上 129	0224-37-3111
	青少年旅行村	上ノ平 29	0224-37-2134
	七ヶ宿小学校グラウンド	利津保 16-1	0224-37-2320
	旧湯原小学校グラウンド	町裏 81	0224-37-3143
	公民館峠田分館 駐車場	滝ノ下 10-1	0224-37-3452
医療活動拠点	国保診療所	関 183	0224-37-2002
	国保湯原診療所	東口道下 4-6	0224-37-3055
避難拠点	横川集落センター	横川 11-2	0224-37-2843
	七ヶ宿町公民館 長老分館	柏木山 295-4	0224-37-2851
	町立七ヶ宿小学校	利津保 16-1	0224-37-2320
	開発センター	関 126	0224-37-2474
	町立七ヶ宿中学校	瀬見原 1	0224-37-2360
	七ヶ宿町活性化センター	関 94	0224-38-1211
	七ヶ宿町公民館 滑津分館	愛宕下 47-1	0224-37-2844
	七ヶ宿町公民館 峠田分館	滝ノ下 10-1	0224-37-3452
	旧町立湯原小学校	町裏 81	0224-37-3125
	湯原コミュニティセンター	湯原 78	0224-37-3454
	七ヶ宿町公民館 干蒲分館	行人原道上 43-2	0224-37-3455
	七ヶ宿町公民館 矢立分館	矢立 26-3	0224-37-2090
	東北地方整備局 七ヶ宿ダム管理所	切通 52-40	0224-37-2122
災害時要援護者用 避難拠点	高齢者生活福祉センター	関 184	0224-37-2271

4. 災害救助法関係

【資料 4-1】災害救助法による救助の方法、程度及び期間について

平成 26 年 4 月 1 日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間	備 考			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 310 円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。			災害発生の日から 7 日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は、別途計上			
応急仮設住宅の供与	住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格 1 戸当たり平均 29.7 ㎡(9 坪)を基準とする。 2. 限度額 1 戸当たり 2,530,000 円以内 3. 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる)			災害発生の日から 20 日以内 着工	1. 平均 1 戸当たり 29.7 ㎡ 2,530,000 円以内であればよい。 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間 最高 2 年以内 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。			
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1. 1 人 1 日当たり 1,040 円以内			災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実施			災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上			
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4 月～9 月)冬季(10 月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内			災害発生の日から 10 日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること			
		区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
		全壊	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
			冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
		半壊	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
			冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400
		床上浸水							

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的处理)	1. 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損 等の実費 2. 病院又は診療所…国民 健康保険診療報酬の額 以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災 害 発 生 の 日 か ら 14 日 以 内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は 以後 7 日以内に分 べんした者であって 災害のため助産の途 を失った者(出産の みならず、死産及び 流産を含み現に助産 を要する状態にある 者)	1. 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の 実費 2. 助産婦による場合は、慣 行料金の 100 分の 80 以 内の額	分 娩 し た 日 か ら 7 日 以 内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救 出	1. 現に生命、身体が 危険な状態にある 者 2. 生死不明な状態 にある者	当該地域における通常の 実費	災 害 発 生 の 日 か ら 3 日 以 内	1. 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体の 搜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
被災した住 宅の応急修 理	1. 住家が半壊(焼) し、自らの資力に より応急修理をす ることができない 者 2. 大規模な補修を 行わなければ居住 することが困難で ある程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度の 部分 1 世帯当たり 547,000 円以内	災 害 発 生 の 日 か ら 1 ヵ 月 以 内	
学用品の給 与	住家の全壊(焼)、流 失、半壊(焼)又は床 上浸水により学用品 を喪失又は毀損し、 就学上支障のある小 学校児童、中学校生 徒及び高等学校等生 徒。	1. 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に 届出又はその承認を受 けて使用している教材、 又は正規の授業で使用 している教材実費 2. 文房具及び通学用品は 一人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100 円 中学校生徒 4,400 円 高等学校等生徒 4,800 円	災 害 発 生 の 日 か ら (教科書) 1 ヶ 月 以 内 (文房具及 び 通 学 用 品) 15 日 以 内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実 情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に 埋葬を実施する者に 支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 206,000 円以内 小人(12 歳未満) 164,800 円以内	災 害 発 生 の 日 か ら 10 日 以 内	災害発生の日以前に死亡した 者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事 情により既に死亡し ていると推定される 者	当該地域における通常の 実費	災 害 発 生 の 日 か ら 10 日 以 内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生 3 日を経過したも のは、一応死亡したものと 推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,400円以内 一時保存 ┌ 既存建物借上費 ├ 通常の実費 ├ 既存建物以外 └ 1体当たり5,200円以内 検 索 救護範囲外は慣行料金	災 害 発 生 の 日 か ら 10 日 以 内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133,900 円以内	災 害 発 生 の 日 か ら 10 日 以 内	
輸 送 費 及 び 賃 金 職 員 等 雇 上 費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救 助 の 実 施 が 認 め ら れ る 期 間 以 内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救 助 の 実 施 が 認 め ら れ る 期 間 以 内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【資料 4-2】被災世帯の算定基準

①被災世帯の算定	ア. 全壊、全焼、流失等により滅失した世帯	
	イ. 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。	
	ウ. 住家が床上浸水、土砂のたい積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。	
②住家の滅失等の認定	ア. 住家の滅失	(ア) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。
		(イ) 住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
	イ. 住家の半壊・半焼	(ア) 住家の損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。
		(イ) 住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの。
	ウ. 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの（住家の被害が上記に該当しない場合）	(ア) 浸水がその住家の床上に達した程度のもの。
		(イ) 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
③世帯及び住家の単位	ア. 世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	イ. 住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わない。 又、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が、遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

5. 広域応援関係

【資料 5-1】災害時における宮城県市町村相互応援協定書

災害時における宮城県市町村相互応援協定書

宮城県、宮城県内各市の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県市長会長及び宮城県内各町村の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県町村会長は、災害時における宮城県市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村及び被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定に基づく応援のみでは、十分な応急措置及び応急対策並びに復旧対策（以下「対策等」という。）を実施することが困難な場合において、全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、その相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定により市町村が行う応援の内容は次のとおりとし、県は、市町村が行う応援活動を支援するものとする。ただし、特定の業務について県内市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合は、原則としてその協定等により応援を受けるものとする。

(1) 物資・資機材の提供に関する応援

- イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- ロ 被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材
- ハ 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材

(2) 職員の派遣に関する応援

- イ 情報収集、連絡事務等に必要な職員
- ロ 対策等の実施に必要な職員
- ハ ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員

(3) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 この協定により応援を受けようとする市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明確にして、県に電話等により要請するとともに、別に定める応援要請書を速やかに送付するものとする。

(1)被害の状況

(2)応援を要請する内容

イ 物資・資機材の提供

必要な物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

ロ 職員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、交通情報等

- 2 県は、市町村から前項の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町村を調査するものとする。
- 3 前項の調査の対象となった市町村は、県に対し、速やかに応援要請の受諾の可否を回答するものとする。
- 4 県は、前項の回答を応援要請市町村へ報告するものとする。
- 5 応援要請市町村は、応援要請を受諾した市町村の中から、応援を受ける市町村を決定し、口頭又は電話等で伝達するとともに、別に定める応援依頼書を速やかに送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第4条 被災地の周辺市町村（以下「周辺市町村」という。）は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町村の被災状況等の情報が入手できない場合は、その被災状況等について、自主的に情報収集活動を行い、県や被災市町村に対し情報を提供しよう努めるものとする。

- 2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合は、県と連絡調整の上、被災市町村に対し自主的な応援活動を実施することができるものとする。ただし、県と調整するいとまがないと認められる場合は、活動実施後、速やかに県に報告するものとする。
- 3 県は、周辺市町村が自主的な応援活動を実施したときは、被災市町村に通知するものとする。
- 4 第2項による応援については、前条に定める応援とみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定によりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村（以下「応援市町村」という。）が協議して決めるものとする。

(応援職員)

第6条 応援市町村の職員（以下「応援職員」という。）が応援活動に伴い負傷、疾病又は死亡した場合の公務災害補償等は、当該応援市町村が手続きを行うものとする。

- 2 応援職員が応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合は、当該応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。ただし、その損害が応援職員の故意又は重大な過失により発生した場合は、応援市町村が賠償するものとする。

- 3 前項の規定により応援を受けた市町村が賠償の責めを負う場合において、その負担額は応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、県は原則として年1回、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県又は市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援及び協力を行うものとする。

(個別協議による応援)

第10条 この協定は、各市町村間の個別協議に基づく応援を妨げないものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成16年8月1日から施行する。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

この協定の締結を証するため、宮城県、宮城県市長会会長及び宮城県町村会会長が記名押印の上、各1通を保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成16年7月26日

宮城県知事
宮城県市長会会長
宮城県町村会会長

【資料 5-2】 災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領**災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領****1 目的**

この要領は、災害時における宮城県市町村相互応援協定（以下「協定」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めることを目的とする。

2 他の協定との関係**(1) 個別の県内市町村相互応援協定との関係**

被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定（以下「個別協定」という。）は、これを優先して適用させるものとする。ただし、個別協定の構成員である県内市町村も被災し、応援を受けることが困難と認められる場合を除く。

(2) 特定業務について締結されている相互応援協定との関係

水道業務、消防業務その他の特定業務について、県内の市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合（締結される見込みのものを含む。）には、当該相互応援協定等により応援を受けるものとする。ただし、特別の理由により、当該協定により応援を受けることが困難と認められる場合を除く。

3 用語の定義

- (1) 協定書第 2 条第 1 号イに規定する「飲料水」とは、原則として、容器詰めのことをいう。
- (2) 協定書第 2 条第 2 号に規定する「職員の派遣」とは、原則として、派遣期間が 10 日以内の派遣をいう。
- (3) 協定書第 2 条第 2 号イ、ロ及びハに規定する「必要な職員」とは、非常勤職員を含むものとし、医療職、技術職、技能職等の職種を問わない。
- (4) 協定書第 4 条第 2 項に規定する「県と調整するいとまがない場合」とは、住民の生命、健康、財産に重大な影響を与えるため、直ちに応急活動を実施する必要がある場合をいう。

4 応援を要請する市町村の受入体制等

- (1) 応援を要請する市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、応援要請した内容を超える応援受諾の回答があっても、要請内容を著しく超える受援の決定をしてはならない。
- (2) 応援要請市町村は、職員派遣の応援を要請する場合は、一の要請につき、派遣期間は 10 日間を超えてはならない。
- (3) 応援要請市町村は、職員派遣の応援を要請する場合は、原則として、次のものを確保するものとする。

- イ 派遣職員の宿泊場所。ただし、宿泊場所は旅館・ホテル等の宿泊施設である必要はなく、寝泊りできる場所であれば良いものとする。
- ロ 派遣職員の食事。ただし、食事は全食を弁当、炊き出し等により給食することを妨げない。
- ハ 派遣職員の応援業務が市町村内の移動を伴う場合は、当該移動用車両。ただし、資機材の提供に関する応援として、移動用車両の提供を併せて要請することを妨げない。
- ニ 前号において、移動用車両の提供を併せて要請する場合は、当該車両の燃料の補給

5 協定の実施に関する様式

(1) 応援要請書

協定書第3条第1項に定める応援要請書（以下「要請書」という。）は、様式第1号のとおりとする。

(2) 応援要請内訳票兼応援回答書

要請書に添付する応援要請内訳票は、様式第2号のとおりとし、応援受諾の可否の調査に使用する応援回答書を兼ねるものとする。

(3) 応援依頼書兼応援活動終了報告書

協定書第3条第5項に定める応援依頼書は、様式第3号のとおりとし、応援活動終了報告書を兼ねるものとする。

(4) 自主的応援活動（申出・決定・報告）書

協定書第4条第2項に規定する自主的な応援活動に関する県等との連絡調整及び報告に使用する帳票は、様式第4号のとおりとする。

6 要請応援の手続き

(1) 応援の要請及び調査

イ 要請の窓口

被災市町村が協定の応援を要請する場合の県の窓口は、被災市町村を管轄する宮城県災害対策本部地方支部（以下「管轄地方支部」という。）とする。ただし、通信の途絶等により、管轄地方支部に要請することができない場合は、宮城県災害対策本部（以下「本部」という。）とする。

ロ 要請の方法

応援要請市町村は、要請書に必要事項を記入の上、その要旨を管轄地方支部（又は本部。以下6の章について同じ。）に電話等で連絡するとともに、要請書をファクシミリ送信するものとする。

ハ 要請の受理等

管轄地方支部は、要請書を受信したときは、要請内容、個別協定の適用状況等を確認し、協定による応援の必要性があると認められるときは、要請書を受理し、本部に電話等で連絡するとともに、応援調整窓口欄を記載の上、速やかに要請書をファクシミリ送信するものとする。

ニ 応援可能な市町村の調査

本部は、要請書の送信を受けたときは、要請内容、県内市町村の被災状況等を確認し、応援の可否を調査する市町村の範囲を定め、調査の範囲欄を記載の上、要請書を調査の対象とした市町村及び全地方支部に対し、ファクシミリ送信するものとする。

(2) 応援の可否の回答

前項ニで調査の対象とされた市町村は、速やかに応援の可否について検討し、要請書に示された応援調整窓口に対し、応援回答書をファクシミリ送信するものとする。

(3) 応援回答書の取りまとめ等

管轄地方支部は、調査の対象となった市町村の回答を取りまとめ、応援要請市町村に報告するものとする。

(4) 応援を受ける市町村の決定等

応援要請市町村は、応援受諾の回答のあった市町村の中から、応援を受ける市町村を決定するものとし、管轄地方支部は必要に応じ決定に際しての助言等を行うものとする。

(5) 応援の通知等

イ 応援要請市町村が行う通知等

(イ) 応援を受ける市町村に対する依頼

応援要請市町村は、応援を受ける市町村を決定したときは、当該市町村に速やかに電話等で連絡するとともに、応援依頼書（以下「依頼書」という。）をファクシミリ送信するものとする。

(ロ) 管轄地方支部に対する通知

応援要請市町村は、応援を受ける市町村を決定したときは、管轄地方支部に速やかに電話等で連絡するとともに、依頼書の写しをファクシミリ送信するものとする。

ロ 管轄地方支部が行う通知

管轄地方支部は、応援要請市町村から依頼書の写しの送信を受けたときは、その内容を電子ファイルに作成し、当該ファイルを添付し、本部にメール送信するものとする。

ハ 本部が行う通知

本部は、管轄地方支部からメールの送信を受けたときは、速やかに当該メールを全市町村及び全地方支部に配信するものとする。

(6) 応援の実施

前項イの(イ)で応援の決定の連絡を受けた市町村は、依頼書に記載された応援決定事項を実施するため行動を開始するものとし、必要に応じ応援要請市町村と連絡、調整を図るものとする。

(7) 応援の終了

応援要請市町村は、依頼書に示した応援活動が終了（一部を含む。）したときは、速やかに応援活動終了報告書により管轄地方支部に報告するものとし、管轄地方支部及び本部は、第5項ロ及びハの例により関係機関に通知するものとする。

7 応援の可否の意向調査

本部は、災害が広範囲にわたり段階的に多数の市町村から応援要請があると見込まれるときは、事前に市町村に対し、応援の可否についての意向調査（様式第5号）を行うことができるものとする。ただし、当該調査の回答は、応援要請時における回答を拘束するものではない。

8 自主的応援活動の手続き

(1) 自主的応援活動の申出

被災市町村の周辺市町村は、情報収集の結果、自主的応援活動（以下「自主応援」という。）を行う必要があると認めたときは、自主的応援活動申出書（以下「申出書」という。）に必要事項を記入の上、その要旨を申出市町村を管轄する地方支部（以下「申出管轄地方支部」という。）に電話等で連絡するとともに、申出書をファクシミリ送信するものとする。ただし、通信の途絶等により、申出管轄地方支部に申し出ることができない場合は、本部に行うものとする。

(2) 自主応援の調整及び決定

申出管轄地方支部（又は本部。以下8の章について同じ。）は、申出書の送信を受けたときは、被災市町村及び被災市町村を管轄する地方支部（以下「被災管轄地方支部」という。）と協議の上、自主応援の申出の受諾の有無を決定するものとする。ただし、申出管轄地方支部と被災市町村又は被災管轄地方支部の連絡が途絶している場合は、協議を省略することができるものとする。

(3) 自主応援の通知

イ 自主応援の申出を受諾するときの通知

(i) 申出管轄地方支部が行う通知

a 申出市町村に対する通知

申出管轄地方支部は、前項の検討の結果、自主応援の申出を受けると決定した場合は、速やかに申出市町村に電話等で連絡するとともに、自主的応援申出決定書（以下「決定書」という。）に決定事項を記入し、ファクシミリ送信する。

b 本部に対する通知

申出管轄地方支部は、自主応援の申出を受けると決定した場合は、前記aで作成した決定書の記載事項を電子ファイルに作成し、当該ファイルを添付し、本部にメール送信するものとする。

(ii) 本部が行う通知

本部は、申出管轄地方支部からメールの送信を受けたときは、速やかに当該メールを全市町村及び全地方支部に配信するものとする。

ロ 自主応援の申出を受けないときの通知

申出管轄地方支部は、前項の検討の結果、自主応援の申出を受けないことと決定した場合は、申出市町村に速やかに電話等で連絡するものとする。

(4) 自主応援の実施

イ 自主応援の決定を受けた市町村の責務

自主応援の決定の連絡を受けた市町村（以下「自主決定市町村」という。）は、決定書に記載された応援活動を直ちに実施するものとし、必要に応じ申出管轄地方支部と連絡、調整を図るものとする。

ロ 申出管轄地方支部の責務

申出管轄地方支部は、被災管轄地方支部と協力し、応援活動が迅速、円滑に行われるよう必要な調整等を行う。

(5) 自主応援終了の報告

自主決定市町村は、決定書に記載された応援活動を終了したときは、速やかに申出管轄地方支部に電話等で連絡するとともに、自主的応援活動報告書（以下「報告書」という。）をファクシミリ送信するものとする。

(6) 自主応援終了の通知

イ 申出管轄地方支部の行う通知

(イ) 被災市町村及び被災管轄地方支部に対する通知

申出管轄地方支部は、自主決定市町村から報告書の送信を受けたときは、遅滞なく被災市町村及び被災管轄地方支部に自主応援の終了を電話等で連絡するとともに、報告書の写しをファクシミリ送信するものとする。

(ロ) 本部に対する通知

申出管轄地方支部は、速やかに報告書の記載事項を電子ファイルに作成し、当該ファイルを添付し、本部にメール送信するものとする。

ロ 本部が行う通知

本部は、申出管轄地方支部からメールの送信を受けたときは、速やかに当該メールを全市町村及び全地方支部に配信するものとする。

(7) 調整のいとまがない場合の自主応援の報告

イ 報告の窓口

調整のいとまがない場合において実施した自主応援の報告は、自主的な応援活動を実施した市町村を管轄する地方支部（以下「自主活動管轄地方支部」という。）に行う。ただし、通信の途絶等により、自主活動管轄地方支部に報告することができない場合は、本部に行うものとする。

ロ 終了の報告及び通知

調整のいとまがない場合の自主的な応援活動を実施した市町村は、当該応援活動が終了したときは、報告書を作成し、自主活動管轄地方支部（又は本部。以下この項について同じ）に電話等で連絡するとともに、報告書をファクシミリ送信するものとし、自主活動管轄地方支部及び本部は前項の例により通知するものとする。

9 応援手続きに使用する通信手段

要請応援及び自主的応援活動の手続きに定める通信手段が使用できない場合は、適宜、その他の利用可能な通信手段を使用して行うものとする。

10 経費の負担

(1) 経費負担の取扱

イ 応援物資の運搬に関する経費

物資・資機材の提供に関する応援に要する経費には、応援地までの運搬に要する経費を含むものとする。

ロ 職員の派遣に関する応援における職員手当の算定は、応援市町村の給与規定に基づくものとする。

ハ 自主応援に要した経費は、通信の途絶等により応援を受けた市町村との協議ができないため申出管轄地方支部が自主応援を決定した場合及び調整のいとまがなかった場合を含め、応援を受けた市町村の負担とする。

(2) 経費負担の特例

次に掲げる経費については、応援を受けた市町村に負担を求めないものとする。ただし、これによりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村が協議して定めることを妨げない。

イ 物資・資機材の提供に要した経費のうち次のもの。

(イ) 応援市町村が保有している資機材（車両・航空機を含む）の貸出料

(ロ) 災害救助法に基づく費用の支弁が受けられない場合における応援市町村が保有している車両の燃料費。ただし、災害救助法に基づく費用支弁の可否にかかわらず、応援地内での補給が必要な場合において、応援を受ける市町村が要領4第3項ニに基づく燃料補給が困難なため、応援市町村が自ら燃料を調達した場合を除く。

(ハ) 応援市町村が提供した物資が、無償で補充できた場合

ロ 職員の派遣に関する応援に要した経費。ただし、次に掲げる経費を除く。

(イ) 時間外勤務手当等の超過勤務手当、特殊勤務手当のうち著しく危険、不快又は不健康な勤務に従事した際に支給される手当、消防団員・水防団員の出動手当

(ロ) 応援を受ける市町村が、要領4第3項イ及びロに基づく宿泊場所又は食事の提供が困難なため、応援市町村が自ら宿泊場所又は食事を確保した場合に要した経費

11 県、市町村の情報交換

(1) 連絡先一覧表の作成

県は、協定の内容が迅速かつ円滑に実施されるよう、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を調査、作成し、市町村に配布するものとする。

(2) 新たな個別協定締結の報告、周知

イ 報告

市町村は、新たに災害時における相互応援協定（県外を含む。）を締結したときは、遅滞なく協定書の写しを添付し、県の防災主管課へ報告するものとする。ただし、当該協定書が県内の複数の市町村を構成員としている場合は、一の市町村が代表して報告することができる。

ロ 周知

県の防災主管課は、前号の報告を受けたときは、遅滞なく全市町村及び全地方支部に周知するものとする。

附 則

この要領は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

【資料 5-3】 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定

福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏で構成する市町村において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

(広域圏連絡調整市町村)

第2条 応援事務を迅速かつ円滑に遂行し、かつ各広域圏間並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行うため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

(連絡責任者)

第3条 応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び国用品などの生活必需物資の提供
- (2) 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村又は被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を必要とする期間

(自主応援)

第6条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被災市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

(連絡会議)

第8条 広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行うため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

(その他防災協定等との関係)

第9条 この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

上記協定の成立の証として、本協定書 44 通作成し、5 広域圏構成 44 市町村がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成9年1月16日

<福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）>

福島市長 二本松市長 桑折町長 伊達町長 国見町長 梁川町長 保原町長
霊山町長 月舘町長 川俣町長 飯野町長 安達町長 大玉村長 本宮町長
白沢村長 岩代町長 東和町長

<仙南地域広域行政圏>

白石市長 角田市長 蔵王町長 七ヶ宿町長 大河原町長 村田町長
柴田町長 川崎町長 丸森町長

<相馬地方広域行政圏>

相馬市長 原町市長 小高町長 鹿島町長 新地町長 飯舘村長

<亘理・名取広域行政圏>

名取市長 岩沼市長 亘理町長 山元町長

<置賜広域行政圏>

米沢市長 長井市長 南陽市長 高畠町長 川西町長 白鷹町長 飯豊町長
小国町長

【資料 5-4】宮城県広域消防相互応援協定書

宮城県広域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、その行政区域を超えて消防力を円滑かつ迅速に処理するため広域消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、県内において次の各号に掲げる大規模災害等が発生した場合に、消防相互応援により人命の救助と被害の軽減を図ることを目的とする。

- (1) 地震、風水害
- (2) 山林地域での林野火災、大災害
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 石油コンビナート火災その他特殊火災
- (5) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急・救助事故
- (6) その他上記に掲げる災害に準ずる災害

（応援要請）

第 2 条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害等が発生した場合で次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害等が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
- (4) この協定に基づく応援要請の他、隣接市町村等が必要と認める事項について細目等を定めた場合

（応援要請の方法）

第 3 条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から電話等により、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両及び資機材の種別・数量
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 応援隊の到着希望日時及び集結場所

- (6)道路条件、気象状況
- (7)その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとし、派遣を決定したときはできるだけ速やかに災害発生市町村等の長及び知事に通報するものとする。

- 2 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が直接応援隊の隊員に行うことができる。

(報告)

第6条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに災害発生市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第7条 災害発生市町村等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長及び知事に通報するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)応援市町村等において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 燃料費
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2)災害発生市町村等において負担する経費

- ア 現地で調達した燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等

- (3)前各号に定める経費以外の経費については、その都度関係する市町村等が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第9条 この協議事項の円滑な推進を図るため、市町村等で構成する連絡会議を設置し、必要な事項について別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この協定書を改廃する必要があるときは、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(疑義)

第11条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度市町村等間において協議し決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため正本13通を作成し、市町村等の長及び立会人が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成4年4月1日から実施する。

宮城県		宮城県知事
仙台市		市長
名取市		市長
岩沼市		市長
石巻地区広域行政事務組合	管理者	石巻市長
塩釜地区消防事務組合		管理者
亘理地区行政事務組合		管理者
仙南地域広域行政事務組合	理事長	白石市長
栗原地域広域行政事務組合		管理者
大崎地域広域行政事務組合	管理者	古川市長
登米地域広域行政事務組合	理事会	理事長
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合		理事長
黒川地域行政事務組合	理事会	理事長

【資料 5-5】宮城県広域航空消防応援協定書

宮城県広域航空消防応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害の軽減を図るため、宮城県の所有する回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生し、防災ヘリコプターの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その他防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から、電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象の状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、宮城県防災ヘリコプター航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 防災航空隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が防災航空隊長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、宮城県広域消防相互応援協定第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、宮城県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度宮城県及び市町村等が協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書13通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成4年4月1日

宮城県		宮城県知事
仙台市		市長
名取市		市長
岩沼市		市長
石巻地区広域行政事務組合	管理者	石巻市長
塩釜地区消防事務組合		管理者
亘理地区行政事務組合		管理者
仙南地域広域行政事務組合	理事長	白石市長
栗原地域広域行政事務組合		管理者
大崎地域広域行政事務組合	管理者	古川市長
登米地域広域行政事務組合	理事会	理事長
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合		理事長
黒川地域行政事務組合	理事会	理事長

【資料 5-6】宮城県内航空消防応援協定書

宮城県内航空消防応援協定書

仙台市（以下「甲」という。）と名取市、岩沼市、仙南地域広域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、亘理地区行政事務組合、登米地域広域行政事務組合及び黒川地域行政事務組合（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「消防ヘリコプター」という。）を用いた災害の応援（以下「航空消防応援」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に、消防ヘリコプターを活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（航空消防応援の要請対象）

第 2 条 航空消防応援の要請は、法第 1 条に規定する災害が発生した場合において、消防ヘリコプターを使用することが乙の消防活動にとって有効である場合に行うものとする。

（航空消防応援の実施要件）

第 3 条 航空消防応援は、宮城県広域航空消防応援協定（平成 4 年 4 月 1 日締結）に基づき、宮城県が所有する回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）の応援要請をすることができる場合には行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 宮城県知事から防災ヘリコプターの応援要請に応ずることができない旨の通報があった場合
- (2) 防災ヘリコプターの活動のみでは、災害を防除することが困難であると認められる場合
- (3) 防災ヘリコプターが対応できない活動を要請する場合

（航空消防応援の出場条件）

第 4 条 第 2 条の規定にかかわらず、甲は次の各号のいずれかに該当する場合は、航空消防応援を行わないことができるものとする。

- (1) 甲の区域内で消防ヘリコプターの活動を必要とする災害が発生し、消防ヘリコプターが活動中である場合
- (2) 災害発生場所等の気象条件が消防ヘリコプターの運航に適さない場合
- (3) 点検、整備等のため、消防ヘリコプターが活動できない場合
- (4) 消防ヘリコプターが対応できない活動の要請である場合

(航空消防応援の要請手続)

第5条 航空消防応援の要請は、応援を要請する乙が甲に対し、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 必要とする応援の具体的内容

(2) 災害時にヘリコプターが離着陸をする場所（以下「離着陸場」という。）の所在地及び支援体制

(3) 現場付近で活動中の他機関の航空機及び回転翼航空機の活動状況

(4) その他必要な事項

2 甲の連絡先は、別表のとおりとする。

3 航空消防応援の要請は、航空消防応援要請連絡票（別紙様式）に基づきファクシミリ、電話等により行うものとする。

(航空消防応援の中断)

第6条 甲は、甲の区域内に災害等が発生する等、消防ヘリコプターを復帰させるべき特別な事態が生じたときは、応援を要請した乙と協議のうえ、航空消防応援を中断することができる。

(消防ヘリコプターに対する指揮)

第7条 航空消防応援に従事する消防ヘリコプターに対する指揮は、乙の消防機関の長又は消防機関の長が定める現場最高責任者（以下「消防機関の長等」という。）が、消防ヘリコプターに搭乗している甲の指揮者（以下「応援隊長」という。）を通じて行うものとする。

2 応援隊長は、消防機関の長等による指揮の内容が、消防ヘリコプターの運航に重大な支障を来すと認めたときは、その旨を消防機関の長等に通告することができる。

3 応援隊長は、活動に当たって消防機関の長等と緊密な連絡を行うものとする。

4 前項の連絡を無線を通じて行う場合は、県内共通波（152.77MHz）によるものとし、無線の運用統制については乙の統制に従うものとする。

(事前計画)

第8条 乙は、航空消防応援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ甲に提出しておくものとする。その内容等に変更があった場合についても同様とする。

2 前項に規定する事前計画の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 消防ヘリコプターの活動拠点として最適な離着陸場の位置図等

(2) 消防ヘリコプターと消防本部等との通信連絡方法

(3) 離着陸場への職員の派遣

(4) 離着陸場の照明設備等

(5) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な処置

(6) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制

(7) その他必要と認める事項

(消防ヘリコプターの事故発生時の報告)

第9条 乙は、航空消防応援のために出動した消防ヘリコプターに次に掲げる事故が発生したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

- (1) 死傷者が発生した事故
- (2) 消防ヘリコプターの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(航空消防応援に要する経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要した経費については、次に掲げるところにより負担するものとする。

- (1) 消防ヘリコプターの燃料費、隊員の出場手当、旅費等応援に直接要する経費については、応援を受けた乙の負担とする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に伴う土地、建物、工作物等に対する補償及び一般人の死傷に伴う損害補償等に要する経費は、応援を受けた乙の負担とする。ただし、その負担額は、甲の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。
- (4) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度甲及び応援を要請した乙が協議し定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため、この協定書13通を作成し、甲、乙及び立会人が各自1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結により、平成5年4月1日に締結した「航空消防応援実施細目」は廃止する。
- 3 応援に要した経費については、第10条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までの間は、なお「宮城県広域消防相互応援協定書」の例による。

平成 13 年 4 月 1 日

(甲) 仙台市		市長
(乙) 名取市		市長
岩沼市		市長
石巻地区広域行政事務組合	管理者	石巻市長
塩釜地区消防事務組合		管理者
亘理地区行政事務組合		管理者
仙南地域広域行政事務組合		理事長
栗原地域広域行政事務組合		管理者
大崎地域広域行政事務組合	管理者	古川市長
登米地域広域行政事務組合	理事会	理事長
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合		理事長
黒川地域行政事務組合	理事会	理事長
立会人		宮城県知事

別表（第 5 条第 2 項関係）

連絡先	所在地	電話番号
消防局防災部 指令課	仙台市青葉区 堤通雨宮町 2-15	加入電話 (022) 234-1151～1153
		F A X (022) 234-2364
		県防災行政無線(地上系、衛星系) (+044)-621-2360
		F A X (+044)-621-2289

【資料 5-7】 白石市・蔵王町・七ヶ宿町消防相互応援協定書

白名市・蔵王町・七ヶ宿町消防相互応援協定書

消防組織法第 21 条に基づく相互応援協定書

消防はその施設及び人員を最高度に活用し、国民の生命、財産をり災から保護すると共に水火災又は地震等の災事による被害を軽減することを以って、その任務とすることに鑑み、白石市、七ヶ宿町及び蔵王町は、消防組織法第 21 条の規定に基づき次の条項を協定し、災害時における相互応援に万全の措置を講ずるものとする。

第 1 条 白石市、七ヶ宿町及び蔵王町は消防組織法第 21 条の規定に基づき災害防禦にそなえるための相互応援をこの協定書により行うものとする。

第 2 条 災害防禦の応援隊派遣は、その発生地域市、町長の要請によって行うものとする。
ただし、近距離の火災又は火勢拡大し、又は拡大のおそれありと応援消防機関において認めた場合は、要請がなくとも派遣することができるものとする。

第 3 条 応援隊の指揮は次に掲げる方法により行うものとする。

- 1 受援地の消防長又は消防団長が指揮する。
- 2 指揮は応援隊の長に対して行う。

第 4 条 応援に要した費用は次に掲げる方法によって処理するものとする。

- 1 応援に際し受援地で発せした重大な機械器具の破損修理費、隊員の死傷に係る療養扶助等に関しては応援、受援市町村長相互間においてその都度協議し決定するものとする。
- 2 応援の間における隊員の諸手当及び被服等の損耗は応援者側の負担とする。
- 3 応援が長時間に亘り食糧を必要とする場合は、その負担は受援者側の負担とする。
- 4 動力ポンプによる応援で長時間に及ぶ場合はその費用負担につき当事者間において協議する。
- 5 前各号以外の細部費用負担については、その都度当事者間において協議決定するものとする。

第 5 条 地震等広範囲な地域に涉って災害が発生した場合は、それぞれ自市・町の警備を要するためお互いに派遣しないものとする。

附則

第6条 この協定は昭和39年9月1日から施行する。
右協定する。

昭和39年8月26日

自石市長
七ヶ宿町長
蔵王町長

【資料 5-8】 山形県上山市・七ヶ宿町消防相互応援協定書

山形県上山市・七ヶ宿町消防相互応援協定書

両市町は互に隣接し、古来友好共助の関係あることに鑑み、消防等の応援協定することの必要を認め左記のとおり協定し、これを誠実に履行することを誓う。

昭和 35 年 11 月 17 日

山形県上山市 市長
宮城県刈田郡七ヶ宿町 町長

第 1 条 上山市（以下「甲地区」という。）と七ヶ宿町（以下「乙地区」という。）との消防応援は、本協定の定めるところによる。

第 2 条 本協定は火災時又は非常事態時に際して、甲地区、乙地区、相互間の消防力を活用して、災害地における人的及び物的被害を最小限度に防圧し治安維持の完璧を期するを以って目的とする。

第 3 条 本協定による出場部隊は、甲地区にあつては上山消防団第 3 分団、乙地区にあつては七ヶ宿町消防団第 4 分団とする。

第 4 条 相互応援を分けて次の 2 種とする。

(一) 普通応援

普通応援とは別表に定める区域内に発生した火災を認知、又は受報した場合は別令なく出場応援するものをいう。

(二) 特別応援

特別応援とは前条に定める消防分団の管轄区域に大火災又は非常事態が発生し、消防力の応援を特に必要とする場合、前号の規定にかかわらず、市長又は町長の要請もしくは命令により出場応援するものをいう。

第 5 条 普通応援出場隊は一隊とし、特別応援は災害の状況により応援地又は被応援地の責任者の命令もしくは要請によって決定する。

第 6 条 応援出場部隊はすべて現場にある被応援地最高指揮者の指揮下に入るものとする。

第7条 出場部隊の長は、現場到着及び引揚時並びに消防行動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

第8条 応援隊の使用したガソリン、その他の諸費及び事故（隊員、機械、その他）を生じた場合の経費は、それぞれ応援側の負担とする。

第9条 本協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度協議の上決定するものとする。

第10条 本協定は昭和35年11月17日より実施する。

別表

上山市側	七ヶ宿町側
字金山	字干蒲
字赤山	字峠田
字檜下	字湯原

【資料 5-9】 山形県高島町・七ヶ宿町消防相互応援協定書**山形県高島町・七ヶ宿町消防相互応援協定書**

第1条 消防組織法第21条に基づき高島町と七ヶ宿町（以下「協定(市) 町」という。）との消防相互応援は本協定の定めるところによる。

第2条 本協定は火災又は非常災害に際し、協定(市) 町相互の消防力を活用して災害地における被害を最少限度に防禦するをもって目的とする。

第3条 協定(市) 町は、火災防禦のために次に掲げる方法により応援隊を派遣する。

- 1 消防機関が何等かの情報により火災の発生を認知した場合は応援隊を派遣する。
- 2 協定(市) 町より要請があった場合はその要請隊数を派遣する。
- 3 応援側の消防長又は消防団長が必要と認める場合はその必要隊数を派遣する。

第4条 水災その他の災害に際しては、要請のあった場合又は応援側の認定により相互に応援する。

第5条 応援隊の指揮は次に掲げる方法による。

- 1 災害地には消防本部を設け受援地の消防長又は消防団長が総指揮者となる。
- 2 指揮は応援隊の長に対して行う。
- 3 総指揮者は所在を明示するに足る標識又は橙火かちょうちんを掲げる。
- 4 本部には貯水池、消火栓、道路、主要官公庁建物危険地帯（危険物製造所、貯蔵所等）を明示した図面を備える。
- 5 本部には所要の伝令をおき消防機関に対する命令を伝達せしめる。伝令は別記様式の腕章を付す。
- 6 総指揮者は幹線道路主要カ所に誘導係を配置し応援隊を誘導する。誘導係は腕章を付し、昼間は赤旗、夜間は赤色ちょうちん又は橙火をもって明示する。
- 7 応援隊が災害現場に到着したときは速やかに本部に連絡員を派遣し、機械器具の種別員数等を報告し必要な打合せをする。
- 8 災害現場に出動した消防機関は総指揮者の命がなければ退去することはできない。

第6条 協定(市) 町の長もしくは消防長は本協定に基づき随時訓練を行うことができる。

第7条 本協定に基づき応援に要した経費は原則として応援(市) 町の負担とする。

第8条 本協定に規定した事項以外のもので必要あるときはその都度協定（市）町の長が協議の上決定する。

第9条 本協定は、協定（市）町の長が協議の上でなければ改廃又は変更することはできない。

第10条 本協定は、昭和44年1月1日から施行する。

消防組織法第21条の規定に基づき消防相互応援について右のとおり協定を証するため、本書式通を作成し双方記名（町長）捺印の上各壺通を所持するものとする。

昭和44年1月1日

山形県東置賜郡高畠町長
宮城県刈田郡七ヶ宿町長

【資料 5-10】 災害時医療救護に関する協定書

災害時医療救護に関する協定書

七ヶ宿町（以下「甲」という）と白石市医師会（以下「乙」という）は防災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は七ヶ宿町町地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、七ヶ宿町町地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合、乙に対して医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班の編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（医療救護計画の策定等）

第3条 乙は、前条の規定より医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護班の編成、派遣その他医療救護の実施に関する医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所及び甲が指定する避難所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認

（医療救護班に関する指導等）

第5条 医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(医薬品等の補給)

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所及び避難所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 医療救護班が携行した医療品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの。

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じる事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年9月12日

甲 七ヶ宿町町長
乙 社団法人 白石市医師会 会長

【資料 5-11】 災害時医療救護に関する協定書実施細則**災害時医療救護に関する協定書実施細則**

平成 13 年 月 日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第 10 条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護班の派遣要請）

第 1 条 セケ宿町（以下「甲」という。）が、協定書第 2 条に基づき社団法人白石市医師会（以下「乙」という。）に派遣を要請するときの手段は、問わないものとする。ただし、必ず文書（様式第 1 号及び様式第 1 号の 2）を取り交わすものとし、その効力の発生時期は、派遣要請の意思が伝達された時とする。

（医療救護活動の報告）

第 2 条 乙が、協定書第 2 条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各医療救護班ごとの「医療救護活動報告書」（様式第 2 号）、「医療救護班員名簿」（様式第 3 号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第 4 号）をとりまとめ甲に報告するものとする。

（事故報告書）

第 3 条 乙は、協定書第 2 条に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第 5 号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第 4 条 協定書第 9 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する費用については、乙が各医療救護班分をとりまとめ「費用弁償請求書」（様式第 6 号）により、甲が請求するものとする。
2 協定書第 9 条第 3 号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が、「扶助金支給請求書」（様式第 7 号）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第 5 条 協定書第 9 条第 1 号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。
2 協定書第 9 条第 2 号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。
3 協定書第 9 条第 3 号に規定する扶助金については、補償基礎額は宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合補償条例に準じ、その他については、「災害救助法施行令」（昭和 22 年 10 月 30 日政令第 225 号）第 13 条から第 22 条まで準用するものとする。

- 4 協定書第9条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号、第3号に該当しない費用であつて、この協定実施のために要したものとする。

(支払い)

第6条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、乙及び第4条第2項の「扶助金の支給を受けようとする者」に対して速やかに文払うものとする。

別表 医療救護活動の従事者に対する費用弁償

区分	日当	旅費	時間外勤務手当て
医師	災害救助法施行規則（昭和35年7月5日宮城県細則第48号）別表第2に定める額		
薬剤師			
保健婦、助産婦 及び看護婦			
補助職員	看護婦の日当の2分の1 (100円未満切捨)	一般職の町職員の行政職 給料表による2級の職務 にあたる者の旅費相当額	一般職の町職員の時間外 勤務手当支給の例による 額

【資料 5-12】 災害時における応急物資供給等の協力に関する協定書

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

仙南地域広域行政事務組合の構成市町である白石市、角田町、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、及び丸森町（以下「甲」という。）と株式会社セブンーイレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲と乙と相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める協力事項は、甲のいずれかの市町が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において甲のいずれかの市町が物資を必要とするときは、その市町は乙に対して、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有または製造する物資の供給及び運搬
- (2) 要請した市町が必要とする物資の仕入及び運搬

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、業務に支障を及ぼさない範囲で積極的に応じるよう努めるものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が乙に要請する災害時の物資は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

- (1) 別表第1に掲げる物資
- (2) その他要請した市町が指定する物資

（要請手続等）

第6条 甲の乙に対する要請は、別言己様式の注文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話または電信を含む。）で要請することができる。

- 2 前項ただし書きの場合においては、要請後速やかに注文書を提出するものとする。
- 3 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため別表第2のとおり連絡窓口を定め、連絡体制に支障を来さぬよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資の引渡し場所は、要請した市町と乙が協議のうえ決定するものとする。

- 2 乙は、前項の引渡し場所に物資を搬送し、要請した市町の職員の確認を受けて引き渡すものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の経費については、要請した市町が負担する。

(経費の請求)

第9条 乙は、物資の供給及び運搬を実施したときは、前条に規定する経費を要請した市町の長に請求するものとする。

(経費の支払)

第10条 要請した市町は、前条に基づき経費の支払請求があったときは、当該市町の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第11条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正価格とし、要請した市町と乙が協議のうえ決定するものとする。

(情報の伝達、交換等)

- 第12条 甲は、災害時において、住民に対し物資の配布場所や品口等の情報伝達に努め、乙はこれに協力するものとする。
- 2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況、物資の緊急輸送路の状況等について情報交換を行うものとする。
 - 3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰防止等を図るため、協力して住民に迅速的確な生活情報の提供に努めるものとする。

(物資の安定供給)

第13条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、物資の高騰防止と安定供給に努め、甲は、これに積極的に協力するものとする。

(保有物資の照会)

第14条 甲は、必要に応じて乙に対し保有物資及び数量の照会ができるものとし、乙は、甲から照会があったときはこれに応じるものとする。

(防災訓練等の参加協力)

第 15 条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、乙は、甲が実施する防災訓練等に業務に支障のない範囲で、当該要請に基づき、訓練の参加について協力するものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲または乙が文書をもって終了を通知したとき、若しくは乙が別表第 1 に掲げる物資のすべてを取り扱わなくなったときに、効力を失う。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 10 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 白石市長
角田市長
蔵王町長
七ヶ宿町長
大河原町長
村田町長
柴田町長
川崎町長
丸森町長

乙 株式会社 セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長

別表第1（第5条関係）

災 害 時 応 急 生 活 物 資

区分		品目
食料品	主食	米、パン、めん類、粉ミルク、授乳食、弁当、おにぎり、レトルト食品（ご飯）、インスタントヌードル
	副食	肉、野菜、魚、缶詰、惣菜
	調味料等	味噌、醤油、ソース、塩、砂糖、化学調味料、バター、マーガリン、ジャム
	その他	果物
飲料品		ミネラルウォーター（ペットボトル）、ウーロン茶、緑茶など（ペットボトル）、牛乳、コーヒー、紅茶、炭酸飲料など
生活物資	寝具類	毛布、寝具、寝袋
	衣料品	下着、靴下、防寒具、雨具
	日用品等	哺乳ビン、紙おむつ、生理用品、石鹸、洗剤、シャンプー、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、洗面用具、裁縫セット、掃除用具、使い捨てコップ、食器、割箸、ポリバケツ、ポリタンク、電池、懐中電灯、粘着テープ、ビニールシート、ブルーシート、使い捨てカイロ、マスク、アルミホイル、ラップ
	学用品等	文房具、シューズ
	燃料等	卓上ガスコンロ・ボンベ、灯油

別表第2（第6条関係）

連絡窓口

		担当部・課名	所在地	電話番号 FAX 番号
甲	白石市	民生部生活環境課	〒989-0292 白石市大手町 1-1	0224-22-1314 0224-22-1316
	角田市	総務部総務課	〒981-1505 角田市角田字大坊 41	0224-63-2111 0224-62-4829
	蔵王町	総務課	〒989-0821 刈田郡蔵王町円田字西浦北 10	0224-33-2211 0224-33-4159
	七ヶ宿町	総務課	〒989-0512 刈田郡七ヶ宿町字関 126	0224-37-2111 0224-37-2468
	大河原町	町民生活課	〒989-1295 柴田郡大河原町字新南 19	0224-53-2114 0224-53-3818
	村田町	総務課	〒989-1392 柴田郡村田町村田字迫 6	0224-83-2111 0224-83-5740
	柴田町	総務課	〒989-1692 柴田郡柴田町船岡中央 2-3-45	0224-55-2111 0224-55-4172
	川崎町	総務課	〒989-1501 柴田郡川崎町前川字裏丁 175-1	0224-84-2860 0224-84-6789
	丸森町	保健福祉課	〒981-2192 伊具郡丸森町字鳥屋 120	0224-72-3013 0224-72-3040
乙	株式会社 セブンイレブン・ジャパン 総務本部渉外部		〒105-0011 東京都港区芝公園 4-1-4	03-3459-3734 03-3488-3724

【資料 5-13】大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する覚え書**大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置
及び運営に関する覚え書**

宮城県（以下「甲」という。）、七ヶ宿町（以下「乙」という。）及び社会福祉法人七ヶ宿町社会福祉協議会（以下「丙」という。）とは、宮城県地域防災計画（昭和 38 年制定。以下「県地域防災計画」という。）に基づき、大規模災害時における七ヶ宿町災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）の設置及び運営について、次のとおり覚書を締結する。

1 目的

この覚書は、大規模災害時において被災住民の救援活動を行う県内外からのボランティア活動が円滑、効果的かつ安全に行われるよう支援するとともに、災害ボランティアセンターの体制整備の支援を行うため、甲、乙、丙の役割分担と協力関係について必要な事項を定めるものとする。

2 災害ボランティアセンターの設置等

丙は、大規模災害が発生したときは中心となって災害ボランティアセンターを設置し、地域のボランティアなどの協力を得ながら、被災住民のニーズ把握、ボランティアの募集、受付及び現場へのボランティア派遣等を行うものとする。

3 行政の支援

- (1) 乙は、災害ボランティアセンターの設置及び運営について、必要に応じ、同センター設置場所の提供等県地域防災計画に定める支援を行うものとする。
- (2) 甲は、丙が災害ボランティアセンターの設置及び運営に関し、甲の職員の派遣を要請したときは、速やかにこれに応じるものとする。

4 災害ボランティアセンター活動中の協力関係

- (1) 甲、乙及び丙は、密接な連携を図り、必要に応じ、随時協議する場を設営し、又は参加するものとする。
- (2) 甲から派遣された甲の職員は、災害ボランティアセンターの代表者等の指示に従い、同センターの設置及び運営に関し、迅速な支援を行うものとする。
- (3) 甲は、災害ボランティアセンターの組織を通じ調査等を実施するときは、乙及び丙に協力を要請することができるものとする。
- (4) 乙及び丙は、災害ボランティアセンター運営が迅速、効果的かつ安全に行われるようにするため、必要があるときは甲に協力を要請することができる。

5 その他

この覚書に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、その都度甲乙丙が協議して定める。

この覚書を証するため本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 宮城県知事

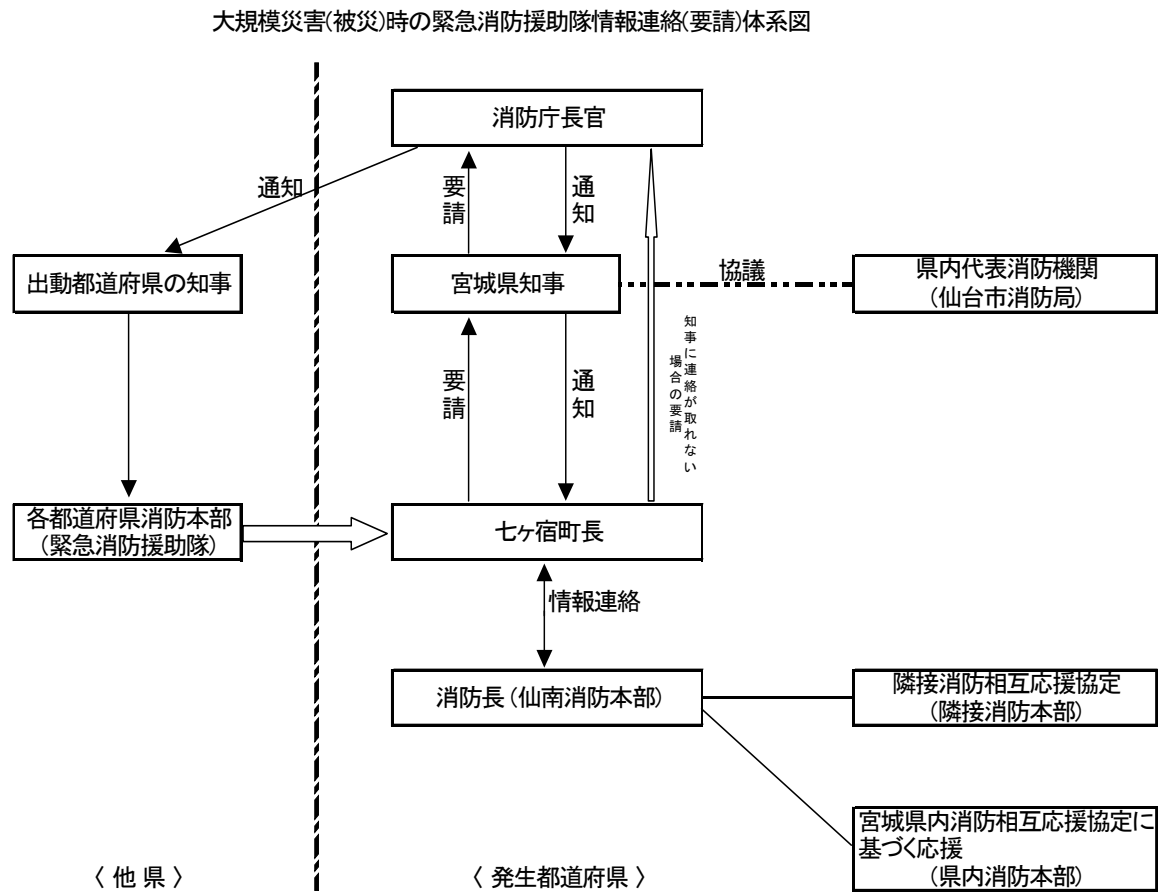
乙 七ヶ宿町長

丙 社会福祉法人七ヶ宿町社会福祉協議会会長

【資料 5-14】 自衛隊要請先

区分	要請(連絡)先	指定部隊等の長	連絡方法等	所在地
宮城南隊区	陸上自衛隊 第2施設団 第3科	団長	【時間内】 TEL：0224-55-2301 (内線 235～236) 無線：770-141 FAX：0224-55-1191 【時間外】 TEL：0224-55-2301 (内線 302)	柴田町船岡字大沼端 1-1

【資料 5-15】 大規模災害（被災）時の緊急消防援助隊情報連絡（要請）体系図



6. 情報・連絡関係

【資料 6-1】町内観測施設

■雨量観測

管理者	観測所名	位置	自記・テレメーターの別
七ヶ宿町	湯原	七ヶ宿町字東口道上 12-1	自記
東北地方整備局	七ヶ宿ダム	〃 字切通 52-40	
		〃 字壇ノ前 17-3	テレメーター
		〃 字滑津	
		〃 刈田岳国有林 53 林班い	
		〃 字滝平	

■積雪観測

管理者	観測所名	位置	自記・固定の別
七ヶ宿町	湯原地内総合気象観測設備	七ヶ宿町字東口道上 12-1	自記

■気温観測

管理者	観測所名	位置	自記・温度計の別
七ヶ宿町	湯原地内総合気象観測設備	七ヶ宿町字東口道上 12-1	自記

■風向・風速観測

管理者	観測所名	位置	備考
東北地方整備局	七ヶ宿ダム	七ヶ宿町字切通 52-40	プロペラ式風向風速計

【資料 6-2】異常現象発見時の通報先一覧

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

異常現象等 区分	通報先	部署	所在地	電話
気象、地象、 水象に関する 異常現象	仙台管区気象台	予報課	仙台市宮城野区五輪 1-3-15	022-291-8174
		観測課		022-291-8177
その他の異常 現象災害発生 の事実を知っ た場合	白石警察署		白石市大平森合字清水田 4-1	0224-25-2138
	白石消防署		白石市城北町 4-2	0224-25-2259
	東北電力(株)白石営業所		白石市半沢屋敷前 138-1	0224-26-1301
	大河原地方振興事務所		大河原町字南 129-1	0224-53-3111
	大河原土木事務所		大河原町字南 129-1	0224-53-3111
	白石市		白石市大手町 1	0224-25-2111

【資料 6-3】市町村被害状況報告要領

市町村被害状況報告要領

1 趣旨

この要領は、災害対策基本法第 53 条第 1 項（被害状況等の報告）及び消防組織法第 22 条（消防情報に関する報告）の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災を除いたものとする。

3 被害状況報告等の基準

(1) この要領に基づく被害状況報告は、おおむね次に掲げる事項に該当する場合に行うものとする。

イ 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの

ロ 災害対策本部を設置したもの

ハ 1 の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

ニ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

(例示)

・崖くずれ、地すべり、土石流、雪崩、河川の溢水、破堤、高潮又は津波等により人的被害又は住家被害を生じたもの

・道路の凍結又は雪崩等により孤立集落を生じたもの

・地震が発生し、県内で震度 4 以上を記録した場合

・火山の噴火により人的被害若しくは住家被害を生じ、又は生ずるおそれのあるもの

ホ その他特に報告の指示があったもの

(2) 上記のうちイ～ニに係るものについては、県からの報告の指示の有無にかかわらず自主的に報告するものとする。

4 報告の種類等

(1) 報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として防災行政無線ファクシミリにより地方県事務所を経由（仙台市に係るものを除く。）して消防防災課へ報告するものとする。（夜間、祝祭日等で、特に指示があった場合は、直接消防防災課へ報告するものとする）。なお、送信時間の短縮等のため、報告に係るファクシミリ送り状の添付は省略するものとする。

イ 災害情報（人的被害情報）

災害の当初の段階で被害状況が十分把握出来ていない場合又は災害が発生するおそれのある場合に、その概況について市町村及び消防本部は、自主的に様式第1号により即時報告するものとする。なお、人的被害が生じた場合には、被害者の詳細等について判明次第、様式第1号の2により即時報告するものとする。

ロ 被害状況報告〔即報〕

市町村は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第2号により報告するものとし、被害額については省略できるものとする（おおむね1日1回程度）。なお、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

ハ 被害状況報告〔確定〕

市町村は、県の指定する期日までに様式第2号により被害状況について確定報告するものとする（おおむね災害が発生してから2週間以内）。

注）被害状況報告〔即報・確定〕において、施設等の被害箇所数及び被害額については、国管理・県管理分を除くものとする。また、仙台市については、様式第3号に準じた住家被害等の区別明細を添付するものとする。

(2) 宮城県総合防災情報システム防災端末機による被害状況の入力は、県消防防災課からの指示により行うこととする。

(3) (2)の指示を行う場合において、県消防防災課は、次の各号の内容を明示するものとする。

イ 災害名称

ロ 即報・確定報の別

ハ 報告時点

ニ 入力の間隔

ホ その他必要な事項

(4) (2)の規定において、被害状況入力画面での入力項目に関する用語の意義については、本要領7被害状況報告（様式第2号）記入要領に準じて取り扱うものとする。

(5) 仙台市については、人的被害・住家被害・非住家被害については、区毎に入力するものとし、それ以外の項目については仙台市一括で入力するものとする。

5 災害情報（様式第1号）記入要領

(1) 「災害の状況」には、災害が発生した（発生するおそれのある）具体的地域名、発生日時、災害の種別（台風、豪雨、洪水、地震、津波等）、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。

(2) 「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家被害に重点を置くこと。

(3) 「応急対策の状況」には、災害に対して講じた措置について具体的に記入するものとする。特に災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部を設置した場合には名称及び設置時間、災害対策基本法第60条に基づく住民に対しての避難の勧告・指示を行った場合には、その区分（勧告・指示）、発令日時、対象地区名、対象世帯数、人員、原因及び避難施設について記入すること。なお、住民の自主避難があった場合には、区分欄に自主と表示し、同様に記入するものとする。

6 人的被害情報（様式第1号の2）記入要領

(1) 「災害の状況」には、人的被害の発生した具体的場所、発生日時、発生状況、原因等について記入するものとする。

- (2) 「被害者の詳細」には、被害区分（死亡・行方不明・重傷・軽傷）、氏名、性別、年齢、及び住所について記入するものとする。
- (3) 「備考」には、被害者の収容先その他の事項について記入するものとする。

7 被害状況報告（様式第2号）記入要領

(1) 人的被害

イ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

なお、災害により重傷等を負ったものが確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。

ロ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ハ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

ニ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療を要する見込みのものとする。

(2) 住家被害

イ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。

ロ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。

ハ 「半壊」とは、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

ニ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

ホ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

ヘ 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

ト 「棟」とは、一つの建築物とする。ただし、母屋より床面積の小さい附属屋（同一宅地内にあって、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等）については、母屋と同一棟とみなす。

チ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。また、共同住宅（アパート、マンション等）の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入るものとする。

(3) 非住家被害

イ 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

ロ 「公共建物（全・半壊）」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

ハ 「その他（全・半壊）」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

(4) その他

イ 「田の流失等」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。

ロ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ハ 「畑の流失等」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

ニ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

ホ 「病院」とは、医療法（昭和28年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。

ヘ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。

ト 「通行不能」とは、冠水及び路肩決壊等により全面通行止めとなった道路の箇所数とし、（ ）内には、報告時点における復旧済箇所数を記入するものとする。

チ 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

リ 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ヌ 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

ル 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定により同法が準用される天然の河岸とする。

ヲ 「下水道」とは、下水道法（昭和34年法律第79号）に定める下水道とする。

ワ 「公園」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設置された公園とする。

カ 「清掃施設」とは、ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。

- ヨ 「崖くずれ」とは、崖地の崩壊により人的、物的（住家・公共建物等）被害の発生した箇所数とする。
- タ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- レ 「船舶」とは、ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの、流失し所在が不明になったもの、及び修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- ソ 「地下鉄」とは、冠水等で地下鉄の運行が不能となった箇所数とする。
- ツ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水した戸数とする。
- ネ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
- ナ 「地下鉄」、「水道」及び「ガス」について、それぞれ運行不能箇所数、断水戸数及び供給停止戸数の被害の最大値を記入するものとし、（ ）内には、報告時点における復旧済箇所数（戸数）を記入するものとする。
- ラ 「り災世帯数」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
- ム 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- ウ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。「建物」とは、社会通念上の家屋（土地に定着した構築物で、屋根及び周壁を有するもの）をいい、危険物に該当するものを除いたものとする。
- ノ 「危険物」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条に起因する市町村長等が許可した製造所、貯蔵所及び取扱所とする。
- オ 「その他」とは、建物及び危険物以外のものとする。

(5) 被害額

- イ 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- ロ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
- ハ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
- ニ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- ホ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- ヘ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- ト 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- チ 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
- リ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
- ヌ この要領において「被害額」とは、原則として、施設等被害については、その施設等

の復旧額または再取得価額とする。また、生産物等については、時価又は損失（減収）評価額とする。

(6) その他

- イ 「災害対策本部設置状況」については、災害対策基本法第 23 条に基づく災害対策本部を設置した場合に名称、設置日時及び廃止日時を記入するものとする。
- ロ 「その他公共施設の区分名称等」とは、「その他公共施設」に被害額を計上した場合、例えば、児童福祉施設、水道施設等の被災施設の区分、具体的名称等を記入するものとする。
- ハ 「消防機関の活動状況」については、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況について記入するものとする。
- ニ 「避難状況」については、災害対策基本法第 60 条に基づき市町村長が避難勧告・指示をした場合に、その区分（勧告・指示）、発令日時、対象地区名、世帯数、人数、原因、避難施設及び解除日時について記入するものとする。なお、住民の自主避難があった場合にも、区分欄に自主と表示して同様に記入するものとする。
- ホ 「災害発生場所」については、被害を生じた地域名を記入するものとする。
- ヘ 「災害発生年月日」については、被害を生じた日時又は期間を記入するものとする。
- ト 「災害の概況」については、災害の種別（台風、豪雨、洪水、地震、津波等）、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。
- チ 「その他」については、その他特記事項を記入するものとする。
- リ 様式第 1 号、様式第 2 号における日時等の時間は、24 時間表示により記入するものとする。

附則

この要領は、平成元年 9 月 25 日から施行する。

附則

この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

災害概況即報

災害名 (第 報)

発信日時	年 月 日 時 分
発信機関名	
発信者名	
電話番号	

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分		
被害の状況	死傷者	死 者 人	不明 人	住 家	全壊 棟	一部破損 棟		
		負傷者 人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟		
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	名 称						
		設置日時						

(様式第2号)

被害状況報告（即報 第 報・確定）

災 害 名				区 分		単位	被 害	
報 告 時 点		月 日 時 現在		田	流 失 等	ha		
					冠 水	ha		
市 町 村 名				畑	流 失 等	ha		
課 係 名					冠 水	ha		
報 告 者 名				文 教 施 設		箇所		
区 分		単位	被害	病 院		箇所		
人的被害	死者		人	道 路		箇所		
	行方不明者		人	橋 り ょ う		箇所		
	負 傷 者	重傷	人	河 川		箇所		
		軽傷	人	港 湾		箇所		
住家被害	全 壊		棟	その他	砂 防		箇所	
			世帯		清 掃 施 設		箇所	
			人		崖 く ず れ		箇所	
	半 壊		棟		鉄 道 不 通		箇所	
			世帯		被 害 船 舶		隻	
			人		水 道		戸	
	一 部 破 損		棟		電 話		回線	
			世帯		電 気		戸	
			人		ガ ス		戸	
	床 上 浸 水		棟		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所	
			世帯					
			人					
	床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数		世帯	
			世帯		り 災 者 数		人	
			人					
	非住家	公 共 建 物			棟	火災発生	建 物	
そ の 他		棟	危 険 物		件			
					そ の 他		件	

注1 施設等の被害箇所数及び被害額については、国管理・県管理分を除く。

注2 被害額については、即報段階では省略できるものとする。

区 分		単 位	被 害	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況		
公 立 文 教 施 設		千 円		名 称		
農 林 水 産 業 施 設		千 円		設 置	月 日 時 分	
公 共 土 木 施 設		千 円		廃 止	月 日 時 分	
その他の公共施設		千 円		その他の公共施設等の区分名称等		
小 計		千 円				
そ の 他	農 業 被 害	千 円				
	林 業 被 害	千 円				
	畜 産 被 害	千 円				
	水 産 被 害	千 円				
	商 工 被 害	千 円				
	そ の 他	千 円				
	小 計	千 円		消防職員出動延人数	人	
被 害 総 額		千 円		消防団員出動延人数	人	
被 害 の 詳 細	人 的 被 害 の 状 況					
	被 害 区 分	氏 名	性 別	年 齢	住 所	
1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 応急対策の状況						

【資料 6-4】防災行政無線

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

無線局	設置場所	設置数
固定系親局	七ヶ宿町役場	1 局
固定系中継局	峠田岳	1 局
屋外受信子局	各地区	7 局
固定系子局	町内各戸	770 局

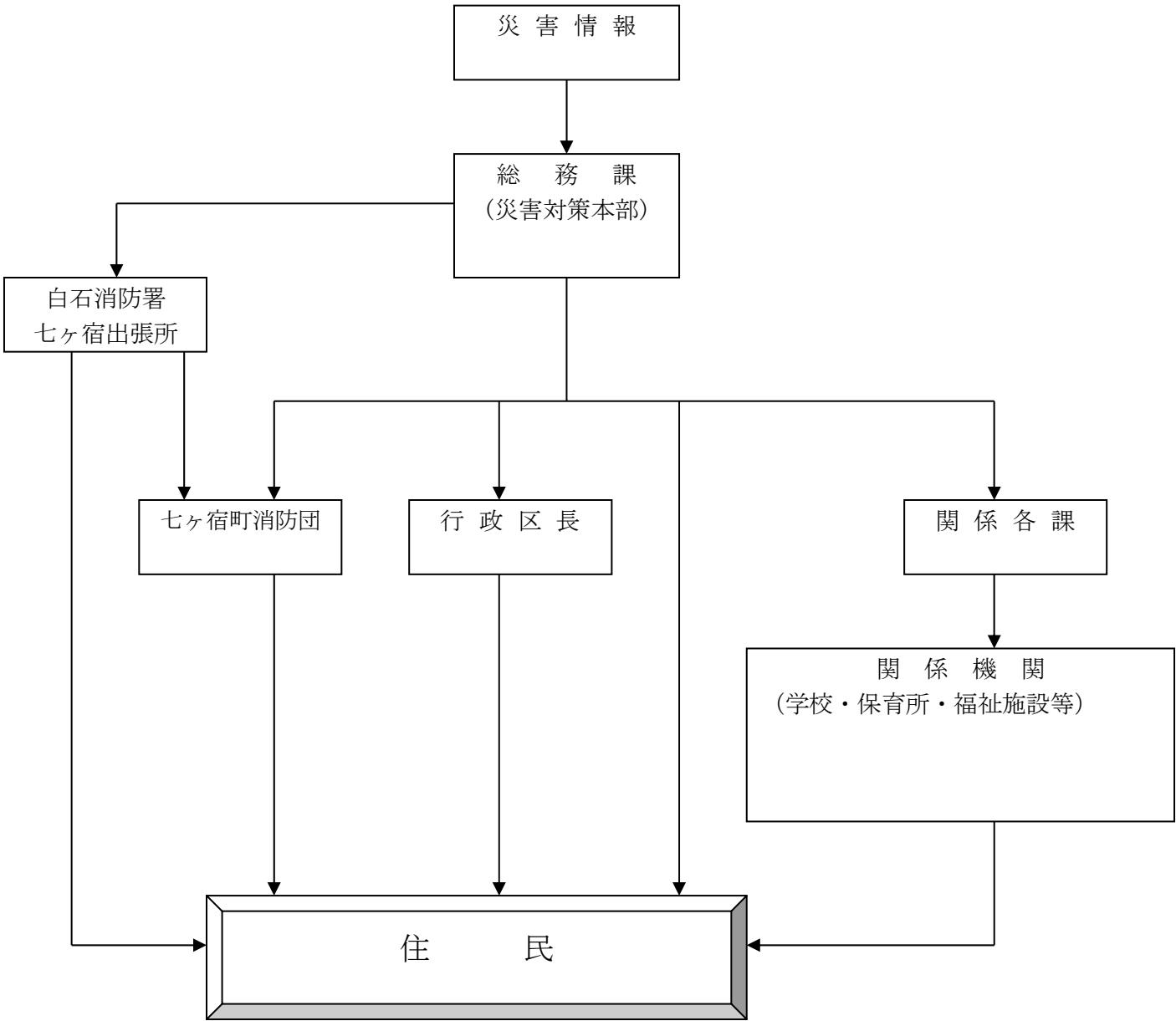
【資料 6-5】防災関係機関連絡先

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

機関名	所在地	電話
白石警察署	白石市太平森合字清水田 4-1	0224-25-2138
白石警察署 関駐在所	字関 25-5	0224-37-2004
白石警察署 湯原駐在所	字東口道下 65	0224-37-3040
仙南地域広域行政事務組合 白石消防署	白石市城北町 4-2	0224-25-2259
白石消防署七ヶ宿出張所	字関 126	0224-37-2100
白石市	白石市大手町 1-1	0224-25-2111
蔵王町	蔵王町大字円田字西浦北 10	0224-33-2211
山形県上山市	上山市河崎 1-1-10	0236-72-1111
山形県高島町	高島町大字高島 436	0238-52-1111



【資料 6-7】 住民への情報伝達の流れ



【資料 6-8】災害用伝言ダイヤル等の利用方法

災害用伝言ダイヤル(171)

地震など大規模な災害が発生した際には、被災地のご家族や知人などの安否を確認するための手段として、NTT では災害用伝言ダイヤル（171）を提供します。

被災地の方は「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行ってください。伝言の録音・再生は、被災地の方の電話番号を使って行います。

●ご利用できる電話

災害用伝言ダイヤルがご利用可能な電話は、加入電話、INS ネット、公衆電話、ひかり電話及び、災害時に NTT が避難所などに設置する特設公衆電話になります。携帯電話・PHS からも利用できますが、詳しくはお客様がご契約されている通信事業者へご確認をお願いします。

●提供開始

地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への電話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、速やかにサービスを提供します。

※ 提供の開始、登録できる電話番号、伝言録音時間や伝言保存期間など運用方法・提供条件については、状況に応じて NTT が設定し、テレビ・ラジオ・NTT 東日本ホームページ等を通じて皆様にお知らせいたします。

●伝言の録音ができる電話番号(被災地電話番号)

伝言の録音が可能な電話番号は、被災地（概ね都道府県単位）にある固定電話の番号及び携帯電話・PHS・IP 電話の電話番号になります。なお、固定電話の番号は市外局番から入力する必要があります。

●ご利用料金

NTT 東日本・NTT 西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話、携帯電話や PHS から発信する場合、通話料については各通信事業者にお問合せください。

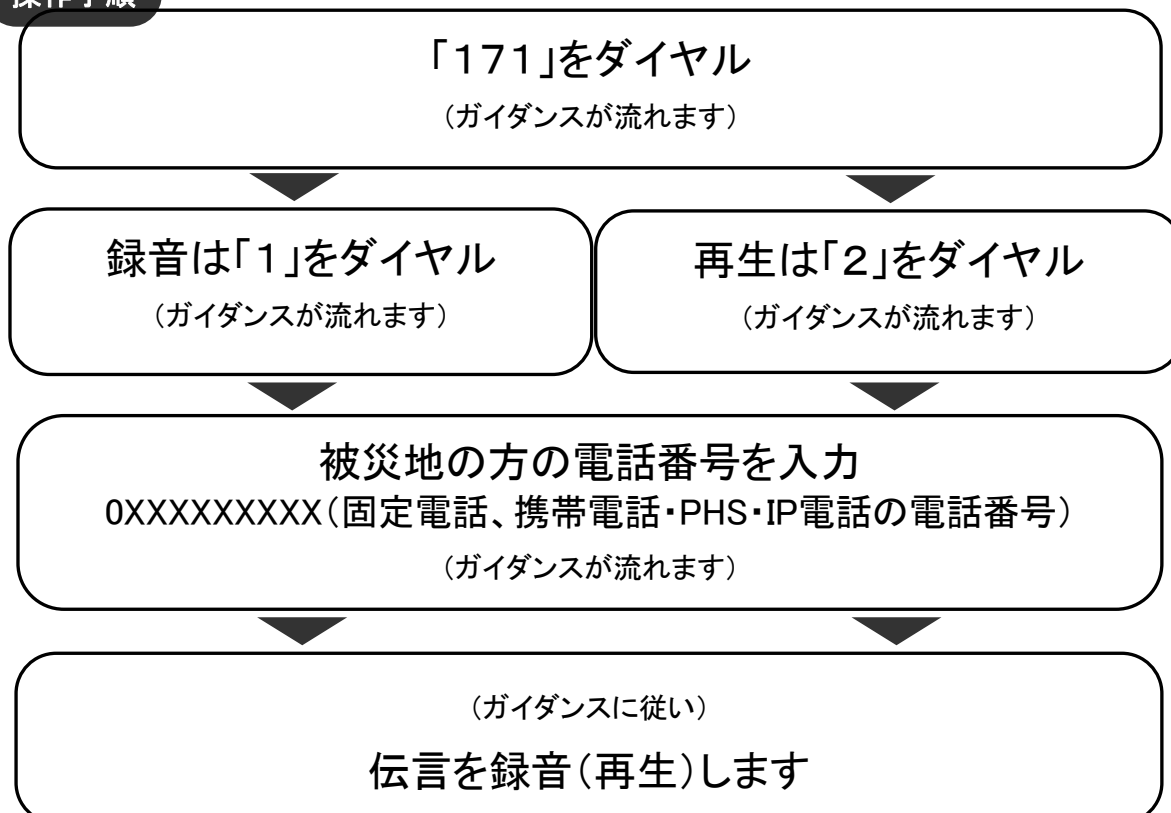
※ 避難所等に設置する特設公衆電話からのご利用は無料となります。

ご利用方法

最初に「171」をダイヤルします。次に音声ガイダンスに従って伝言を録音する方は「1」、再生する方は「2」をダイヤルします。さらに、音声ガイダンスに従い、被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡をとりたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルすることで、伝言を録音・再生することができます。

※ 録音・再生できる電話番号：固定電話、携帯電話・PHS・IP 電話の電話番号

操作手順



● 注意点

- ・伝言録音時間 1伝言あたり30 秒以内
- ・伝言保存時間 災害用伝言ダイヤル(171)の運用期間終了まで(体験利用時は、体験利用期間終了まで)
- ・伝言蓄積数 電話番号あたり1～20伝言(提供時にお知らせいたします)
- ・災害用伝言板(web171)との連携
本サービスとNTT東西提供の「災害用伝言板(web171)」との連携により、それぞれで登録された伝言内容を、相互に確認が可能

災害用伝言板

携帯電話や PHS を利用して文字を登録し、安否を確認できるのが「災害用伝言板」です。災害用伝言板の提供が開始されると、携帯電話・PHS のトップメニューに伝言板への案内が表示されます。被災地の方々は、伝言板に自分の伝言を登録でき、安否を知りたい方は、その方の電話番号によって伝言を確認することができます。

●利用可能条件は？

大規模な地震の発生などにより、被災地への電話がつながりにくい状況になった場合に利用可能となります。

●登録できる地域は？

災害が発生した地域で、伝言を登録することができます。登録可能な地域の詳細については、各社の「災害用伝言板サービス」の案内ページから確認できます。

●登録できる内容は？

「無事です」「被害があります」「自宅にいます」「避難所にいます」などの状況が、選択式で選べます。さらに、全角 100 文字以内のコメントを入れて登録できます。状況を選ばずにコメントのみ登録することや、状況を複数選択することもできます。

●注意点

- ・伝言の保存期間は、1つの災害での災害用伝言板を終了するまでです（一部事業者では登録してから最大72 時間となっています）。
- ・登録可能件数は、1 携帯電話・PHS 番号につき最大10 件です。
- ・伝言が10 件を超えた場合は、古いものから順に上書きされます。
- ・提供の開始、登録可能な地域などの運用方法、提供条件については、テレビやラジオ、インターネットで告知されます。

利用方法

[アクセス方法]

パソコンなどから利用する場合は、下記の URL をご利用ください。

<http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

<http://dengon.ezweb.ne.jp/>

<http://dengon.softbank.ne.jp/>

<http://dengon.willcom-inc.com/>

<http://dengon.emnet.ne.jp/>

トップメニューから災害用伝言板を選びます

▶ 災害用伝言板



災害用伝言

- 1 メニューリスト
- 2 エリア情報
- 3 週刊ガイド

7. 消防・水防関係

【資料 7-1】危険物関係施設

■危険物施設

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

事業所名	所在地	電話
(有)クリキク七ヶ宿石油部	七ヶ宿町字湯原 84	0224-37-3450
共和自動車工業(株)七ヶ宿給油所	七ヶ宿町字諏訪原 21-1	0224-37-2013

■高圧ガス

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

事業所名	所在地	電話	数量(kg)
(株)ミヤギタノイ	七ヶ宿町字萩崎 15-1	0224-37-1234	7,300
みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場ロッヂ	七ヶ宿町字俣の上	0224-37-3955	400
ペンション&レストラン白い時計台	七ヶ宿町字宮前 27	0224-37-2816	400
七屋商店	七ヶ宿町字関 50	0224-37-2411	550
七ヶ宿町学校給食共同調理場	七ヶ宿町字利津保 1	0224-37-2537	900
七ヶ宿中学校	七ヶ宿町字瀬見原 1	0224-37-2360	300 未満

■液化石油ガス

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

施設名	所在地	電話	数量
西山学院宿舎	七ヶ宿町字瀬見原 84-3	0224-37-2131	LPG 300kg
宮交産業(株)蔵王山頂店	七ヶ宿町字倉石岳国有林	0224-84-5995	LPG 900kg

【資料 7-2】消防団組織及び装備

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

区 分	本 部	第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	自動車部	計
ポンプ車(台)					1	1
積載車(台)		4	2	3		9
小型動力ポンプ(台)		6	4	3		13
団員(人)	2	54	26	24	9	117

【資料 7-3】防火団体（婦人防火クラブ）

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

名称	会員数	結成年月日
七ヶ宿町婦人防火クラブ連合会	546	S42. 9. 16
横川地区婦人防火クラブ	47	S42. 3. 23
長老 〃	19	S42. 3. 16
関下 〃	70	S42. 3. 31
関上 〃	85	S42. 3. 31
瀬見原 〃	87	H18. 4. 1
滑津 〃	72	S42. 3. 1
峠田 〃	54	S42. 3. 31
湯原 〃	90	S42. 3. 31
干蒲 〃	22	S42. 4. 1

8. ライフライン関係

【資料 8-1】簡易水道施設

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

施設名	計画給水 人口(人)	1 日最大 給水量(m ³)
横川簡易水道	630	74.0
峠田簡易水道	200	400.0
滑津簡易水道	300	130.0
関簡易水道	1,000	553.9
湯原簡易水道	650	180.5
干蒲簡易水道	140	52.5
長老簡易水道	140	56.0
茂ヶ沢簡易給水施設	19	12.5

【資料 8-2】水道関係事業者

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

事業者名	所在地	電話
(株)エコー設備 七ヶ宿営業所	字柏木山 64-472	0224-37-2626
ヤマザキ建設(株) 七ヶ宿営業所	字一枚田 22-3	0224-37-2370
(株)平間組	白石市白鳥 2-14	0224-24-5551

【資料 8-3】下水道施設

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

施設名	所在地	電話
七ヶ宿町関浄化センター	字柏木山 365	0224-37-2913

【資料 8-4】発電所

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

施設名	所在地	最大出力 (KW)	発電所型式	連絡先
関発電所	七ヶ宿町字柏木山 66-2	2,100	水路式	仙台技術センター制御所 022-248-2327
横川発電所	〃 64-11	1,800	水路式	〃

【資料 8-5】液化石油ガス取扱施設

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

施設名	所在地	電話	取扱量
西山学院宿舎	字瀬見原 84-3	0224-37-2131	LPG 300kg
宮交産業(株)蔵王山頂店	字倉石岳国有林	0224-84-5995	LPG 300kg

【資料 8-6】日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」

日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」

(趣旨)

第1条 この計画は、宮城県内に水道災害が発生した場合、日本水道協会宮城県支部（以下「県支部」という。）内の被災事業体が、速やかに給水能力を回復できるよう、県支部会員相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 県支部内に属する各会員内で対応不可能な災害が発生した場合は、県支部長の要請により、各会員は、被災事業体の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力する。

(組織及び連絡担当課)

第3条 県支部内の各会員を気仙沼、石巻、大崎、仙塩、仙南の5ブロック及び仙台市、栗原市、登米市の3市に分け、各ブロックから1会員を代表として選出し、これに仙台市、栗原市及び登米市を加えた8都市を「代表都市」とする。なお、組織図は別図のとおりとする。

2 県支部長都市及び代表都市は、この計画の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当課及び連絡担当責任者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 代表都市は、ブロック内の被災事業体から応援要請があり、ブロック内での対応が困難と認めたとき又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、県支部長に対し応援の要請を行うものとする。

2 前項により被災都市から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の代表都市に対して応援の要請を行うものとする。

3 前項により、県支部長からの応援要請を受けた代表都市はブロック内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。

4 県支部長は、代表都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 県支部長は、県支部内での応援が困難と認めたときは、日本水道協会東北地方支部長に対して、応援の要請を行うものとする。

(応援要請の連絡内容)

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(情報連絡担当事業体)

第6条 県支部長都市及び代表都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業体（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。

- 2 情報連絡担当事業体は、隣接する代表都市があたるものとし、対象となる代表都市ごとに別に定める。
- 3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した代表都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

(県支部現地救援本部の設置)

第7条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めたときは、県支部現地救援本部を設置することができる。

- 2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた代表都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。
- 3 災害の規模が特に大きく、厚生労働省、日本水道協会等による現地救援本部（これに担当する組織を含む。）が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- ・ 応援給水
- ・ 応急復旧
- ・ 応急復旧用資機材の提供
- ・ 漏水調査
- ・ 工事業者の斡旋
- ・ 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の派遣)

第9条 第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

- 2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食糧その他の日用品のほか野外で宿営できるようテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。
- 3 派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第10条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用負担)

第11条 この計画に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他

法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(情報の交換)

第 12 条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長都市及び代表都市は、必要に応じ情報の交換を行うものとする。

(県営水道)

第 13 条 宮城県企業局の経営する用水供給事業が、第 3 条に定めるそれぞれのブロックにおいて被災し、会員の応援を必要とする場合は、この計画の定めるところによる。

(会員以外への協力)

第 14 条 会員以外の水道事業体に水道災害が発生し被災したときは、会員は前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(指針)

第 15 条 この計画の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

(協議)

第 16 条 この計画に定めのない事項及びこの計画の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附則

1 この計画は、平成 11 年 6 月 30 日から適用する。

(日本水道協会宮城県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」の廃止)

2 日本水道協会宮城県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」(平成 8 年 5 月 28 日議決)は、廃止する。

附則 (平成 16 年 5 月 27 日議決)

この計画は、議決の日から施行する。

附則 (平成 17 年 5 月 27 日議決)

この計画は、議決の日から施行する。

9. 避難関係

【資料 9-1】避難所場所

(平成28年3月31日現在)

番号	名称	所在地	電話	地区名	地区人口	施設の土地面積	収容可能人員
1	横川集落センター	字横川 11-2	37-2843	横川	200	2,529	300
2	七ヶ宿町公民館 長老分館	字 柏 木 山 295-4	37-2851	長老	80	12,633	100
3	町立七ヶ宿小学校	字 利 津 保 16-1	37-2320	関	970	11,984	1,200
4	開発センター	字関 126	37-2474			10,827	300
5	町立七ヶ宿中学校	字瀬見原 1	37-2360			3,221	1,500
6	七ヶ宿町活性化センター	字関 94	38-1211			1,177	500
7	町民グラウンド	字瀬見原	—			20,531	3,000
8	高齢者センター	字瀬見原 101 番地	37-2231			2,151.79	50
9	七ヶ宿町公民館 滑津分館	字 愛 宕 下 47-1	37-2844	滑津	260	3,247	400
10	七ヶ宿町公民館 峠田分館	字 滝 ノ 下 10-1	37-3452	峠田	200	3277.06 (889.88)	180
11	旧町立湯原小学校	字町裏 81	37-3125	湯原	350	10,730	700
12	湯原コミュニティセンター	字湯原 78	37-3454			1,115	300
13	七ヶ宿町公民館 干蒲分館	字行人原道 上 43-2	37-3455	干蒲	60	1,590	100
14	七ヶ宿町公民館 矢立分館	字矢立 26-3	37-2090	矢立	130	1,165	30
15	東北地方整備局 七ヶ宿 ダム管理所	字切通 52-40	37-2122				

※ () 内は延床面積

10. 医療関係

【資料 10-1】医療機関

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

施設名	所在地	電話番号	診療科目
国保診療所	字関 183	0224-37-2002	内科・歯科・小児科
国保湯原診療所	字東口道下 4-6	0224-37-3055	内科

【資料 10-2】災害拠点病院

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

種別	二次医療圏 域	施設名	所在地	電話番号	DMAT 指定
基幹災害拠点病院	仙台医療圏	独立行政法人 国立病院機構 仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	022-293-1111	○
地域災害拠点病院	仙南医療圏	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖 36	0224-25-2145	
		みやぎ県南中核病院	宮城県柴田郡大河原町字西 38-1	0224-51-5500	○
	仙台医療圏	仙台市立病院	仙台市太白区あすと長町 1-1-1	022-308-7111	○
		東北大学病院	仙台市青葉区星陵町 1-1	022-717-7000	○
		仙台赤十字病院	仙台市太白区八木山本町 2-43-3	022-243-1111	○
		東北労災病院	仙台市青葉区台原 4-3-21	022-275-1111	○
		東北薬科大学病院	仙台市宮城野区福室 1-12-1	022-259-1221	○
		仙台オープン病院	仙台市宮城野区鶴ヶ谷 5-22-1	022-252-1111	
		坂総合病院	塩竈市錦町 16-5	022-365-5175	○
	大崎医療圏	大崎市民病院	大崎市古川穂波 3-8-1	0229-23-3311	○
	栗原医療圏	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央 3-1-1	0228-21-5330	
	登米医療圏	登米市立 登米市民病院	登米市迫町佐沼下田中 25	0220-22-5511	
	石巻医療圏	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下 71	0225-21-7220	○
	気仙沼医療圏	公立気仙沼総合病院	気仙沼市字田中 184	0226-22-7100	

三次医療

種別	所在市町村	施設名	所在地	電話番号
救命救急センター	仙台市	東北大学病院 高度救命救急センター	仙台市青葉区星陵町 1-1 医学部 2 号館 1 階	022-717-7489
	仙台市	仙台医療センター 救命救急センター	仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	022-293-1111
	仙台市	仙台市立病院 救命救急センター	仙台市太白区あすと長町 1-1-1	022-308-7111
	大崎市	大崎市民病院 救命救急センター	大崎市古川穂波 3-8-1	0229-23-3311
	石巻市	石巻赤十字病院 地域救命救急センター	石巻市蛇田字西道下 71	0225-21-7220
	大河原町	みやぎ県南中核病院 救命救急センター	宮城県柴田郡大河原町字西 38-1	0224-51-5500

【資料 10-3】医薬品等の調達先

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

調達先	所在地	電話番号
ひがし薬局七ヶ宿	字関 100-1	0224-37-2210

【資料 10-4】医療救護所設置予定場所

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

施設名	所在地	電話番号	収容能力 (人)	構造・面積
国保診療所	字関 183	0224-37-2002	30	R C 639 m ²
七ヶ宿公民館 長老分館	字柏木山 295-4	0224-37-2851	50	木造 200 m ²
横川集落センター	字横川 11-2	0224-37-2843	80	鉄骨造 395 m ²
七ヶ宿公民館 滑津分館	字愛宕下 47-1	0224-37-2844	40	木造 170 m ²
七ヶ宿公民館 峠田分館	字滝ノ下 10-1	0224-37-3452	30	木造 156 m ²
湯原コミュニティセンター	字湯原 78	0224-37-3454	90	鉄骨造 498 m ²
七ヶ宿公民館 干蒲分館	字行人原道上 43-2	0224-37-3455	60	木造 237 m ²
七ヶ宿公民館 矢立分館	字矢立 26-3	0224-37-2090	20	木造 69 m ²

11. 道路の復旧・緊急輸送関係

【資料 11-1】建設業者

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

調達先	所在地	電話番号
鈴木材木店	字上町尻 4-1	0224-37-2410
今野建設	字瀬見原 79	0224-37-2568
宍戸鉄工	字東島田原 30	0224-37-2614
大津建設	字峠田 39	0224-37-3041
田沢建築	字湯原 82	0224-37-3462
(株)平間組	白石市白鳥 2-14	0224-24-5551
(株)エコー設備工業 七ヶ宿営業所	字柏木山 64-472	0224-37-2626
ヤマザキ建設(株) 七ヶ宿営業所	字一枚田 22-3	0224-37-2370

【資料 11-2】建築資材の調達先

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

調達先	所在地	電話番号
鈴木材木店	字上町尻 4-1	0224-37-2410
湯原製材所	字湯原 12	0224-37-3464
七ヶ宿町森林組合	字関 136-1	0224-37-2314
新誠木材(株)	字蒲木 51	0224-37-3464
古河林業(株) 七ヶ宿林業所	字諏訪原 8	0224-37-2709

【資料 11-3】障害物の除去に要する機械等

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

所属	保管場所	種別		
		ドーザー	ロータリー	ダンプトラック
農林建設課	町内	9 台	4 台	4 台

【資料 11-4】 町有車両

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

所属	保管場所	車種										計 (台)
		普通 乗用 車 (台)	軽乗 用車 (台)	ワゴ ン車 (台)	普通 貨物 車 (台)	軽貨 物車 (台)	トラッ ク (台)	ダンプ トラッ ク (台)	雪上車 (台)	給食運 搬車 (台)	普通 乗合 バス (台)	
総務課	役場車庫	6	2	1	2	1					1	13
健康福祉課	役場車庫 福祉センター		4	1								5
農林建設課	役場車庫	1					1	2				4
ふるさと振興課	役場車庫					1	1		1			6
	町営バス車庫										3	
教育委員会	共同調理場									1		5
	スクールバス車庫										4	
国保診療所	診療所車庫				1							1
計		7	6	2	3	2	2	2	1	1	8	34

【資料 11-5】緊急輸送道路

(国道、県道)

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

機能区分	道路種別	路線名
第 2 次緊急輸送道路	国道	113 号
第 3 次緊急輸送道路	国道	113 号

【資料 11-6】ヘリコプター臨時離発着場所

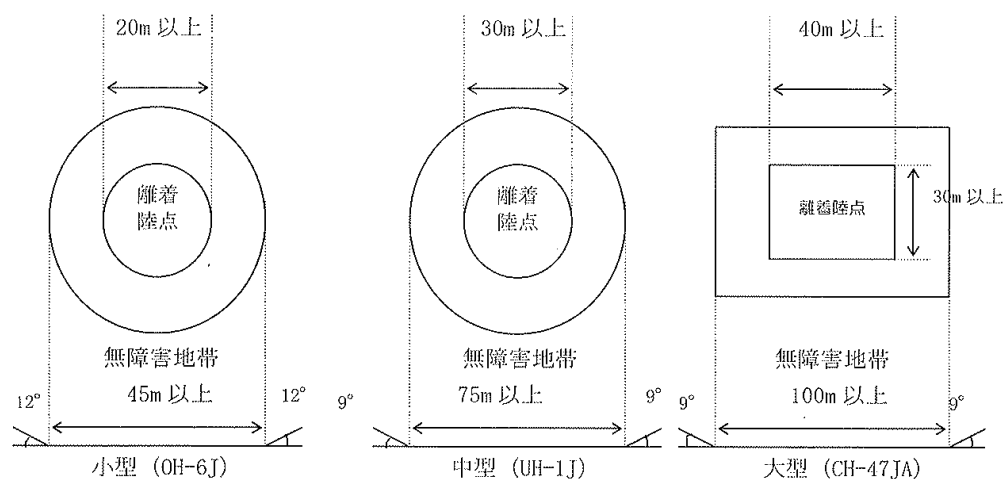
(平成 28 年 3 月 31 日現在)

施設名	所在地	電話番号	管理者	面積(㎡)
七ヶ宿町民グラウンド	字瀬見原 1	0224-37-2360	教育員会	19,208
七ヶ宿スキー場第 2 駐車場	字俣ノ上 129	0224-37-3111	産業復興課長	26,207
青少年旅行村	字上ノ平 29	0224-37-2134	産業復興課長	18,269
七ヶ宿公園	字上野 8-1	0224-37-2111	総務課長	312,210

【資料 11-7】 臨時ヘリポート設置基準

災害時においては、ヘリコプター離発着場所の適地として平坦（勾配 4～5° 以下）であって、無障害地帯（基準の倍）を選定し、活用する。離発着場所の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知する。

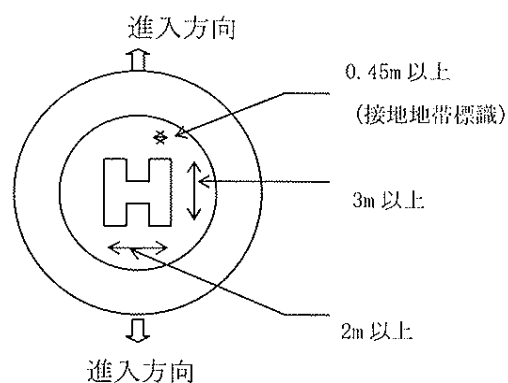
ア 離着陸のため必要最小限の無障害地帯



(ア) 離着陸点とは、安全容易に着地に接地できるように準備された地点

(イ) 無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

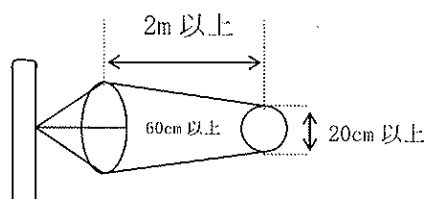
イ 標識



半径 2 m 以上で石灰表示
積雪時は墨等で明瞭に表示

ウ 吹流し（風向指示器）

無障害地帯外に吹流し又は旗（細長い布）を設置（固定）し、ヘリコプターから風向が明視できるよう準備する。



12. 食料・生活物資関係

【資料 12】町内の商店等

(平成 2 8 年 3 月 3 1 日現在)

調達先	所在地	電話番号
高善商店	字横川 14	0224-37-2224
(有)七屋商店	字関 50	0224-37-2411
中村商店	字関 20-1	0224-37-2657
富沢分店	字関 88	0224-37-2417
みやぎ仙南農協七ヶ宿支店	字関 134-1	0224-37-2101
吉野屋商店	字滑津 33	0224-37-2455
佐藤徳一商店	字滑津 12	0224-37-2651

【資料 12-1】 主食の調達先

(平成 2 8 年 3 月 3 1 日現在)

調達先	所在地	電話番号
高善商店	字横川 14	0224-37-2224
(有)七屋商店	字関 50	0224-37-2411
中村商店	字関 20-1	0224-37-2657
みやぎ仙南農協七ヶ宿支店	字関 134-1	0224-37-2101
吉野屋商店	字滑津 33	0224-37-2455

【資料 12-2】 副食、調味料の調達先

(平成 2 8 年 3 月 3 1 日現在)

調達先	所在地	電話番号
高善商店	字横川 14	0224-37-2224
(有)七屋商店	字関 50	0224-37-2411
中村商店	字関 20-1	0224-37-2657
佐藤徳一商店	字滑津 12	0224-37-2651
吉野屋商店	字滑津 33	0224-37-2455

【資料 12-3】生活物資の調達先

(平成 2 8 年 3 月 3 1 日現在)

調達先	所在地	電話番号
(有)七屋商店	字関 50	0224-37-2411
金沢屋商店	字関 115	0224-37-2412
佐藤徳一商店	字滑津 12	0224-37-2651

13. 遺体の処理関係

【資料 13-1】 遺体の一時保存予定場所

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

施設名	所在地	電話	施設概要	収容能力
関泉寺	七ヶ宿町大杉 19	0224-37-2217	木造平屋	50 体
東光寺	七ヶ宿町字壇の前 6	0224-37-3340	木造平屋	30 体

【資料 13-2】 火葬場

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

名称	所在地	電話	1 日処理能力	使用燃料
仙南地域広域行政事務組合 七ヶ宿斎苑	七ヶ宿町字横目山 37	0224-63-2140	2 体	重油

【資料 13-3】 埋葬予定場所

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

施設名	所在地	連絡先
横川墓地	字ラントウ前 10	横川行政区長
長老墓地	字柏木山地内	長老行政区長
関泉墓地	字大杉 8-9	関泉行政区長
滑津墓地	字中之沢原道下 6	滑津行政区長
峠田墓地	字俣ノ上 12	峠田行政区長
湯原墓地	字壇ノ前 48	湯原行政区長
干蒲墓地	字大豆柿道上 9	干蒲行政区長
稲子墓地	字十郎右エ門屋敷 20	稲子行政区長

14. 教育関係

【資料 14-1】学校施設

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

学校名	所在地	電話
町立七ヶ宿小学校	利津保 16-1	0224-37-2320
町立七ヶ宿中学校	瀬見原 1	0224-37-2360

【資料 14-2】指定文化財

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

指定	種別	名称	保管場所	所在地	電話
町		聖観音像	関泉寺	字大杉 19	0224-37-2217
町		浪花講 真誠講看板一對	関泉寺	字大杉 19	0224-37-2217
町		東光寺山門	東光寺	字壇の前 1	0224-37-3340
町	天然記念物	親子松		字苗代端	
町	天然記念物	大峰桜		字古道山	

15. 被災者の生活支援

【資料 15-1】七ヶ宿町災害弔慰金の支給等に関する条例

七ヶ宿町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成4年3月13日

条例第11号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の

規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続き)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては150万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援助資金の貸付け)

第 12 条 町は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の一災害における 1 世帯あたりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは、「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

第 5 章 補助

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 七ヶ宿町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和 49 年七ヶ宿町条例第 30 号)は、廃止する。

【資料 15-2】 災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例

災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例

平成 15 年 11 月 27 日

条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 平成 15 年夏期における異常気象災害による農作物災害(以下「異常気象災害」という。)の被害者で町民税又は国民健康保険税の納税義務のある者に対する平成 15 年度分の町民税又は国民健康保険税の軽減又は免除(以下「減免」という。)については、この条例の定めるところによる。

(町民税の減免)

第 2 条 町民税の納税義務者のうち第 1 号に該当する者に対しては、平成 15 年度分の農業所得に係る町民税の所得割の額(当該年度分の町民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額)のうち異常気象災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものの税額に第 2 号の表の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額を当該町民税から減免する。

(1) 異常気象災害による農作物の減収による損失額の合計額(農作物減収価格から農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が、平年における当該農作物による収入額の 10 分の 3 以上であり、平成 14 年中の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(法附則第 33 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第 35 条第 1 項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は地方税法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 9 号)による改正前の法附則第 35 条の 4 第 1 項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には当該金額を含む。)が 1,000 万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が 400 万円を超えるものを除く。)

(2)

合計所得金額	減免の割合
300 万円以下であるとき	全部
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
750 万円を超えるとき	10 分の 2

(国民健康保険税の減免)

第3条 前条の規定は、平成15年度分の国民健康保険税の減免について準用する。この場合において、「町民税」とあるのは、「国民健康保険税」と、「納税義務者」とあるのは「納税義務者(国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者を含む。)」と、「町民税額」とあるのは「国民健康保険税額」と読み替えるものとする。

(減免の申請)

第4条 前2条の規定によって町民税又は国民健康保険税の減免を受けようとする者は、減免申請書を平成15年12月20日までに町長に提出しなければならない。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 15-3】被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通措置

(平成21年3月31日現在)

区分

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	据置期間
経営資金	種苗・肥料・飼料・農機具(12万円以下のもの)漁業用燃油等の購入資金	被害農林漁業者であって、市町村長の被害認定を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者 5.5%以内 一般被害者 6.5%以内	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	無 ただし、平成5年天災については3年
事業資金	天災により被害を受けた在庫品の補填に要する資金	被害組合及び連合会で知事の認定を受けた者	6.5%以内	3年以内	無

(融資条件)天災融資法が適用された場合、農協、銀行等の融資機関を通じて融通する。なお、天災融通法の適用となった天災が、さらに激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金について、償還期間等の特例を受けることができる。

天災資金

(貸付限度額)

対象者	適用される法律	貸付限度額(いずれか低い額)		
		損失額の	定額(万円)	
			個人	法人
一般農業者	天災融資法	45%	200	2,000
	激甚災害法	60%	250	2,500
家畜飼養 果樹栽培	天災融資法	55%	500	2,000
	激甚災害法	80%	600	2,500

●「家畜飼養」=家畜等の飼養を主な業務とする者
「果樹栽培」=果樹の栽培を主な業務とする者

(注) 1 利率については、発動の都度政令で定められる。
2 利率の欄中
・「特別被害者」とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあつては、年収 50%(開拓者は 30%)以上の損失額のある者又は 50%(開拓者は 40%)以上の樹体損失額のある者をいい、林業・漁業にあつては年収の 50%以上の損失額のある者又は 70%以上の施設損失額のある者をいう。
・「3割被害者」とは、年収の 30%以上の損失額のある被害農林漁業者及び開拓者をいう。

【資料 15-4】農林水産業の災害復旧に係る制度資金

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	貸付限度額	償還期間 (据置期間)
農 業 関 係 資 金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区、農協、5 割法人・団体、農業振興法人	2.1%	融資率 100%	25(10) 年以内
	自作農維持資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費	農業を営む個人、農業生産法人	2.1%	個人 200 万円 法人 1,000 万円	20(3)年以内
	農業災害対策資金 (県単資金)	農業経営の再建及び生活維持資金	農業を営む個人及び団体	自作農維持資金と同程度	個人 150 万円 (特認 300 万円) 法人 500 万円	5(1)年以内 (特認 7(1)年以内)
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 農作物の生産・流通・加工販売に必要な共同利用施設及びその施設の復旧 <主務大臣指定施設> 農業施設等の復旧	農協、土地改良区、5 割法人、農林漁業振興法人 農業を営む個人及び法人	2.1% 2.1%	(融資対象事業費－国庫補助金額)×80% 200 万円(特認 400 万円)	20(3)年以内 15(3)年以内

※漁業・林業関係は省略

【資料 15-5】災害援護資金の貸付制度

(1) 貸付限度額

① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	}	250万円	}	270万円	}	350万円
② 家財の1／3以上の損害	150万円						
③ 住居の半壊	170万円 (250)	}		}	(350)	}	
④ 住居の全壊	250万円 (350)	}					
⑤ 住居の全体が滅失・流失	350万円						

※ 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合は()内の額

(2) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 270万円とする	
○ 利 率：年3%（据置期間中は無利子） ○ 据置期間：3年（特別の事情がある場合は5年） ○ 償還期間：10年（据置期間を含む） ○ 償還方法：年賦又は半年賦（元利均等償還）	

【資料 15-6】母子及び寡婦福祉資金の貸付制度

平成16年4月1日から適用（単位：円）

資金種別	貸付対策	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率	備考
事業開始	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	2,830,000 母子福祉団体 4,260,000	—	貸付の日から 1年間	据置期間経過後 7年以内	無利子	
事業継続	〃	1,420,000 母子福祉団体 1,420,000	—	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 7年以内	〃	
修学	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 児童寡婦が扶養する子	別表1及び2のとおり	就学期間中	卒業後 6か月間	据置期間経過後 10年以内	〃	専修学校(一般課程)の場合は5年以内償還
技能習得	母子家庭の母 寡婦	[一般]月額 50,000 [特別]一括 600,000 ※特別 460,000	技能習得期間中 3年以内	技能習得後 6か月以内	据置期間経過後 6年以内	〃	※自動車運転免許の習得に係るもの
修業	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 児童寡婦が扶養する子	月額 50,000 ※特別 460,000	知識技能の習得期間中3年以内	知識技能習得後 6か月間	据置期間経過後 6年以内	〃	※自動車運転免許の習得に係るもの

資金種別	貸付対策	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率	備考
就職支度	母子家庭の母 又は児童 父 母 の ない 児 童 寡 婦	一般 100,000 ※特別 320,000	—	貸付の日から 1 年間	据置期間経過後 6 年以内	〃	※通勤のための 自動車購入が認 められる場合
医療介護	母子家庭の母 又は児童(介護 の場合は児童 を除く) 寡婦	医療 310,000 特別 450,000 介護 500,000	—	医療介護期間 満了後 6 か月 間	据置期間経過後 5 年以内	〃	
生 活	母子家庭の母 寡婦	一般 月額 103,000 生計中心者でない場合 69,000 技能 月額 141,000	技能習得期間 中 3 年以内、医 療又は介護を 受けている期 間 1 年以内、離 職した日から 1 年以内	技能習得、医 療又は介護終 了後若しくは 生活安定貸付 又は失業貸付 期間満了後 6 か月間	技能習得 10 年以内 医療、介護、失業 5 年以内 生活安定 8 年以内	年 3 %	医療介護資金と 合わせて貸し付 けられる場合及 び技能習得期間 中の貸付は無利 子
住 宅	母子家庭の母 寡婦	1,500,000 特別 2,000,000	—	貸付の日から 6 か月間	据置期間経過後 6 年以内 特別 7 年以内	年 3 %	
転 宅	母子家庭の母 寡婦	260,000	—	貸付の日から 6 か月間	据置期間経過後 3 年以内	年 3 %	
就学支度	母子家庭の母 が扶養する児 童 寡婦が扶養す る子	別表 3 のとおり	—	卒業後 6 か月間	据置期間経過後 10 年以内 修業 5 年以内	無利子	専修学校(一般課 程)及び修業施設 に係る場合は 5 年以内で償還
結 婚	母子家庭の母 寡婦	300,000	—	貸付の日から 6 か月間	据置期間経過後 5 年以内	年 3 %	
特別児童 扶 養	母子家庭の母	平成 14 年 7 月分の児童 扶養手当の額から申請 の際、現に支給を受け ている児童扶養手当の 額を控除した額	18 歳の年度末 まで児童を扶 養する期間で 5 年以内	貸付期間満了 後 1 年間(貸 付を受けた児 童が死亡、児 童を扶養しな くなった場合 は 6 か月間)	据置期間経過後 10 年以内	無利子	平成 19 年 7 月分 までの貸付資金

※ 1 償還方法は、年賦、半年賦が原則だが、月賦償還についても相談に応じる。また、繰
上げ償還も可能。

※ 2 貸付申請には、保証人が必要。また、貸付は審査の上で決定。

【資料 15-7】生活福祉資金の貸付制度

平成 21 年 10 月より

資金の種類		貸付条件				
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	保証人
総合支援資金	生活支援費	(二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間：12月以内	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後20年以内	保証人あり 無利子	原則必要
	住宅入居費	40万円以内	貸付けの日 (生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日) から6月以内		保証人なし 年1.5%	ただし、保証人なしでも貸付可
	一時生活再建費	60万円以内				
福祉資金	福祉費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限 目安額を設定	貸付けの日 (分割による交付の場合には最終貸付日) から6月以内	据置期間経過後20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金	10万円以内	貸付けの日から2月以内	据置期間経過後8月以内	無利子	不要
教育支援資金	教育支援費	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6万円以内 (短大) 月6万円以内 (大学) 月6.5万円以内	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	不要
	就学支度費	50万円以内				※世帯内で連帯借受人が必要
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間 又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。	契約の終了後3月以内	据置期間終了時	年3%、又は 期プライムレートの いずれか 低い利率	要
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間 又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間				※推定相続人の中から選任
						不要

16. 雪害対策

【資料 16-1】雪崩危険箇所

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

箇所 番号	箇所名	位置	地形			人家戸数	公共の建築物		公共施設	
			傾斜度	標高差	長さ		種類	数	種類	数
1	湯原-2	道上	28	116	245	17	保育園 病院	1 1	国道	250m
2	干蒲	干蒲	28	95	170	10	寺院 集会所	1 1	県道	300m
3	関	関	23	95	170	3	中学校		町道	280m

【資料 16-2】除雪路線及び除雪延長

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

路線名	区間	距離
国道 113 号	町内全線	24.5km
主要地方道 上山七ヶ宿線	干蒲から国道 113 号交点	3.4km
主要地方道 南蔵王七ヶ宿線	町内全線	9.4km
町道 76 路線	総延長 101.7 km	

【資料 16-3】除雪基地及び装備

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

区名	保管場所	除雪機械等				所在地 (管理)	電話番号等
		除雪 ドーザ (台)	ロータ リー車 (台)	除雪 トラック (台)	凍結防止 剤散布車 (台)		
関	除雪車格納庫	4	2	1	1	館下 23-1 (建設水道課)	37-2111 防災無線設備 (防災七ヶ宿局) 移動無線 1 基
	関除雪車庫	3	1	1		萩崎地内 (大河原土木事務所)	37-2030
湯原	防雪センター	1	2			東口道上 12-1 (建設水道課)	37-3456 防災無線設備 (防災湯原局) 移動無線 1 基
	湯原除雪車庫	3	2		1	小駕籠沢地内 (大河原土木事務所)	37-3010
計		11	7	2	2		

17. 激甚災害の指定

【資料 17-1】 激甚災害指定基準

1 激甚災害指定基準（昭和 37 年中央防災会議決定）

平成 21 年 3 月 10 日改正

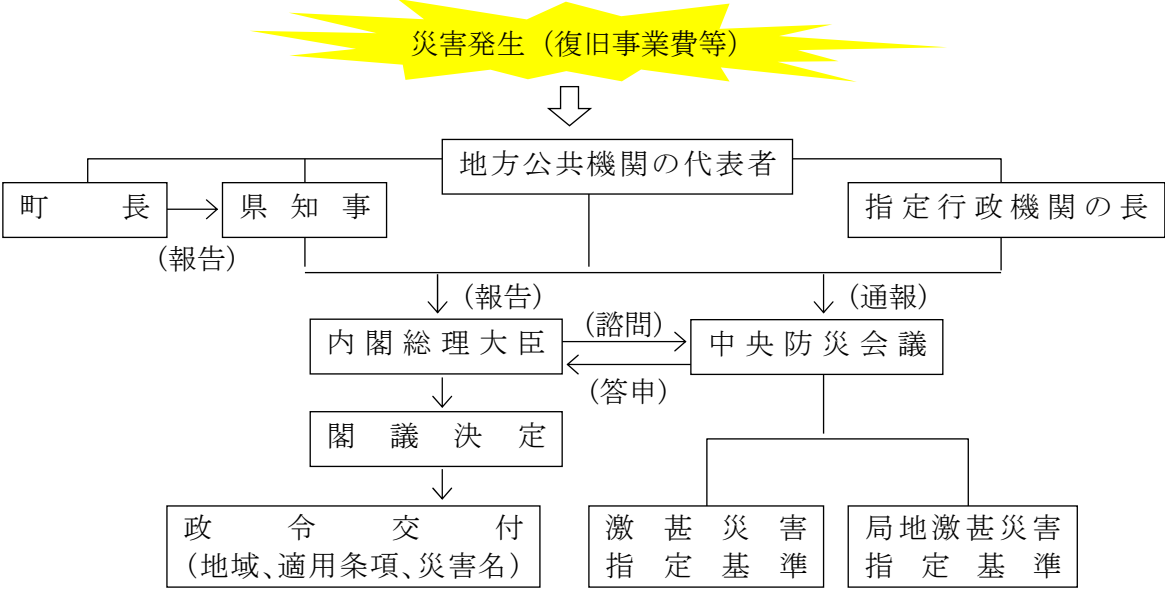
適用すべき措置基準	指 定 基 準
激甚法第 2 章（公共施設 災害復旧事業等に関する 特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A 基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の 0.5% （B 基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの （1）都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額の 25% （2）一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の 5%
激甚法第 5 条（農地等の 災害復旧事業等に係る補 助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 （A 基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の 0.5% （B 基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの （1）一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の 4% （2）一の都道府県内の事業費査定見込額＞10 億円
激甚法第 6 条（農林水産 業共同利用施設災害復旧 事業費の補助の特例）	次の要件に該当する災害（当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く）。 1 激甚法第 5 条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の 1.5%であることにより激甚法第 8 条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合で、激甚法第 6 条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る）は、漁業被害見込額＞農業被害見込額 で、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が、5,000 万円以下と認められる場合を除く）には適用 （1）当該災害にかかる漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の 0.5% （2）当該災害に係る漁業被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の 1.5%により、激甚法第 8 条の措置が適用される災害
激甚法第 8 条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、災害の実情に応じて個別に考慮 （A 基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の 0.5% （B 基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一つの都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数の 3%
激甚法第 11 条の 2（森林 災害復旧事業に対する補 助）	次のいずれかに該当する災害 （A 基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下に同じ。）＞当該年度の全

適用すべき措置基準	指 定 基 準
	国生産林業所得（木材生産部門）推定額の 5 % （B 基準） 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5 % かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの （1）一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 60 % （2）一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.0 %
激甚法第 12 条、13 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 （A 基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）の 0.2 % （B 基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額の 0.06 % かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの （1）一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×100 分の 2 （2）一の都道府県の中小企業関係被害＞1,400 億円 ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する場合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
激甚法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第 19 条（市町村施行の感染予防事業に関する負担の特例）	激甚法第 2 章の措置が適用される激甚災害（当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外）。
激甚法第 22 条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （A 基準） 滅失住宅戸数＞被災地全域で 4,000 戸以上 （B 基準） 次の 1、2 のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数＞被災地全域で 2,000 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの （1）滅失戸数が一市町村の区域内で 200 戸以上 （2）滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の 10 %以上 2 滅失住宅戸数＞被災地全域で 1,200 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの （1）滅失戸数が一市町村の区域内で 400 戸以上 （2）滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の 20 %以上
激甚法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第 2 章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生都度の被害の実情に応じ個別に考慮

2 局地激甚災害指定基準(昭和43年中央防災会議決定) 平成21年3月10日改正

適用すべき措置	指 定 基 準
1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立小学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置	1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業)の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収入額の50%に該当する市町村(当該査定事業費1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満を除く。
1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置(ただし書に掲げる災害については、激甚法第6条の措置(水産業共同利用施設に係るものに限る))	2 農地、農業施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業(激甚法第5条第1項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業)に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10%に該当する市町村(当該経費の額が1,000万円未満は除外)が1以上ある災害 ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。
右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置	3 林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下に同じ。)>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍(ただし、当該林業被害見込額<当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×0.05%の場合を除く)。 かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る。)×25%の市町村が1以上ある災害
右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条及び第13条の措置	4 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%に該当する市町村(当該被害額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額が概ね5,000万円未満を除く。

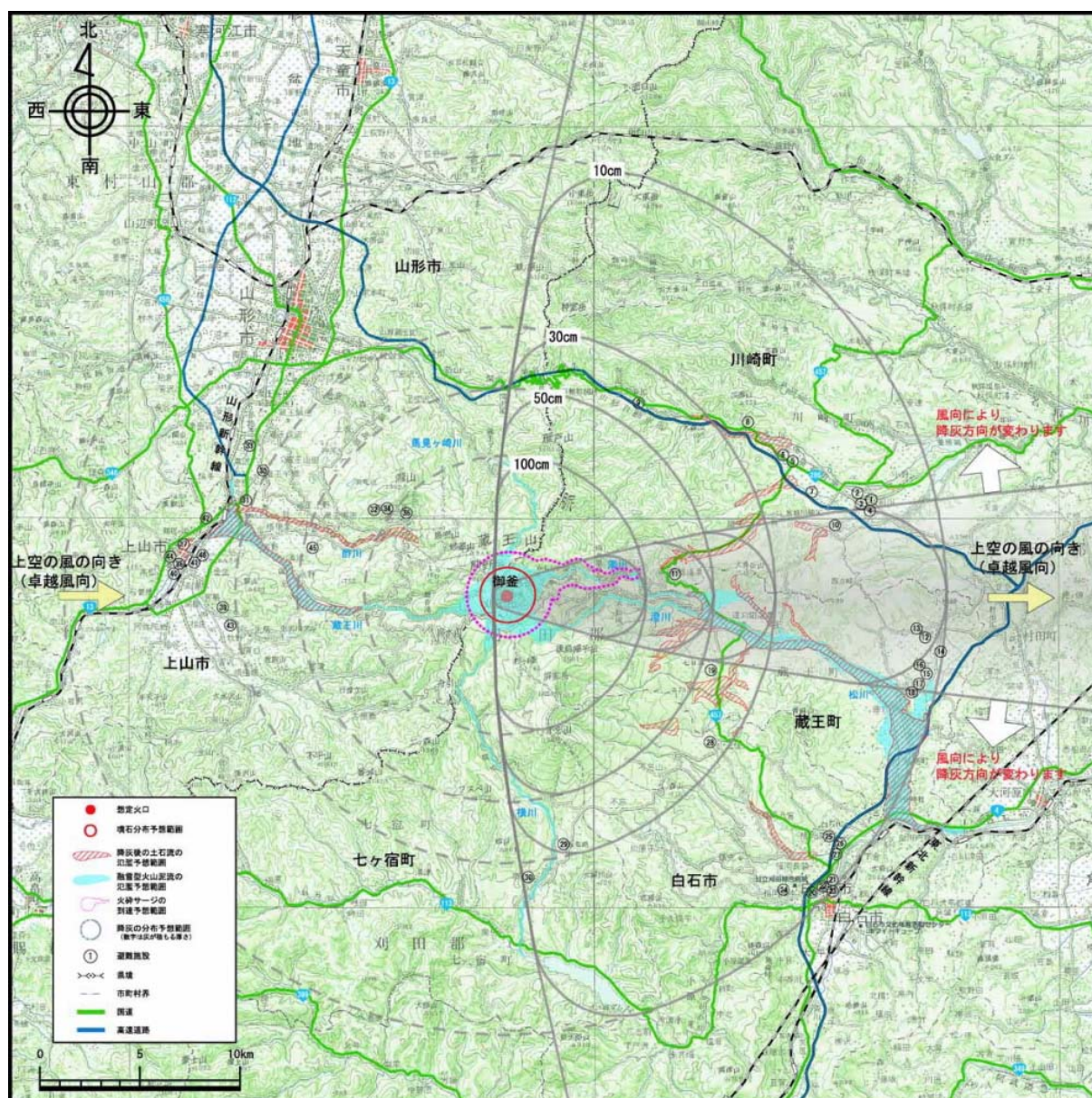
【資料 17-2】 激甚災害の指定手順



※ 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

18. 火山関係

【資料 18-1】蔵王山ハザードマップ



【資料 18-2】蔵王山噴火警戒レベル

蔵王山 噴火警戒レベル表（案）

予報警報	対象範囲	（キーワード） レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（特別警報）	居住地域及びそれより火口側	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が発生、あるいは切迫している ・噴火の規模や位置が特定できない噴火が発生し、融雪型火山泥流または御釜由来の泥流の可能性がある 【過去事例】 1821年の噴火：鳴動、御釜沸騰・湖水氾濫、河川増水 1867年の噴火：御釜沸騰、洪水で死者3名 1895～96年の噴火：噴石、火災サージ、御釜の湖水氾濫、洪水
		4 （避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	・融雪型火山泥流または御釜由来の泥流を伴う噴火が予想される 【過去事例】 1939～1943年の活動及び1940年の噴火：御釜の変色、湯気、水温上昇、浮遊物、丸山沢で小規模の噴火、噴気孔生成
火口周辺警報（警報）	火口から居住地域近くまで	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 （状況に応じて特定地域の避難等が必要）	・火口周辺の広い範囲に影響を及ぼす噴火が予想される ・融雪型火山泥流及び御釜由来の泥流が予想されない噴火の発生 【過去事例】 1918年の活動：御釜で白濁及びガス噴出、地震 1923年の活動：御釜の湖心からガス噴出
	火口周辺	2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 （状況に応じて特定地域の避難準備等が必要）	・火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される ・ごく小規模な噴火の発生が後になって確認された 【過去事例】 1949年の活動：丸山沢の噴気活発化 1966年の活動：振子沢で噴気発生、温泉噴出 2015年の活動：御釜周辺で火山性地震の増加、火山性微動の発生、傾斜変動
噴火予報（予報）	火口内等	1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生

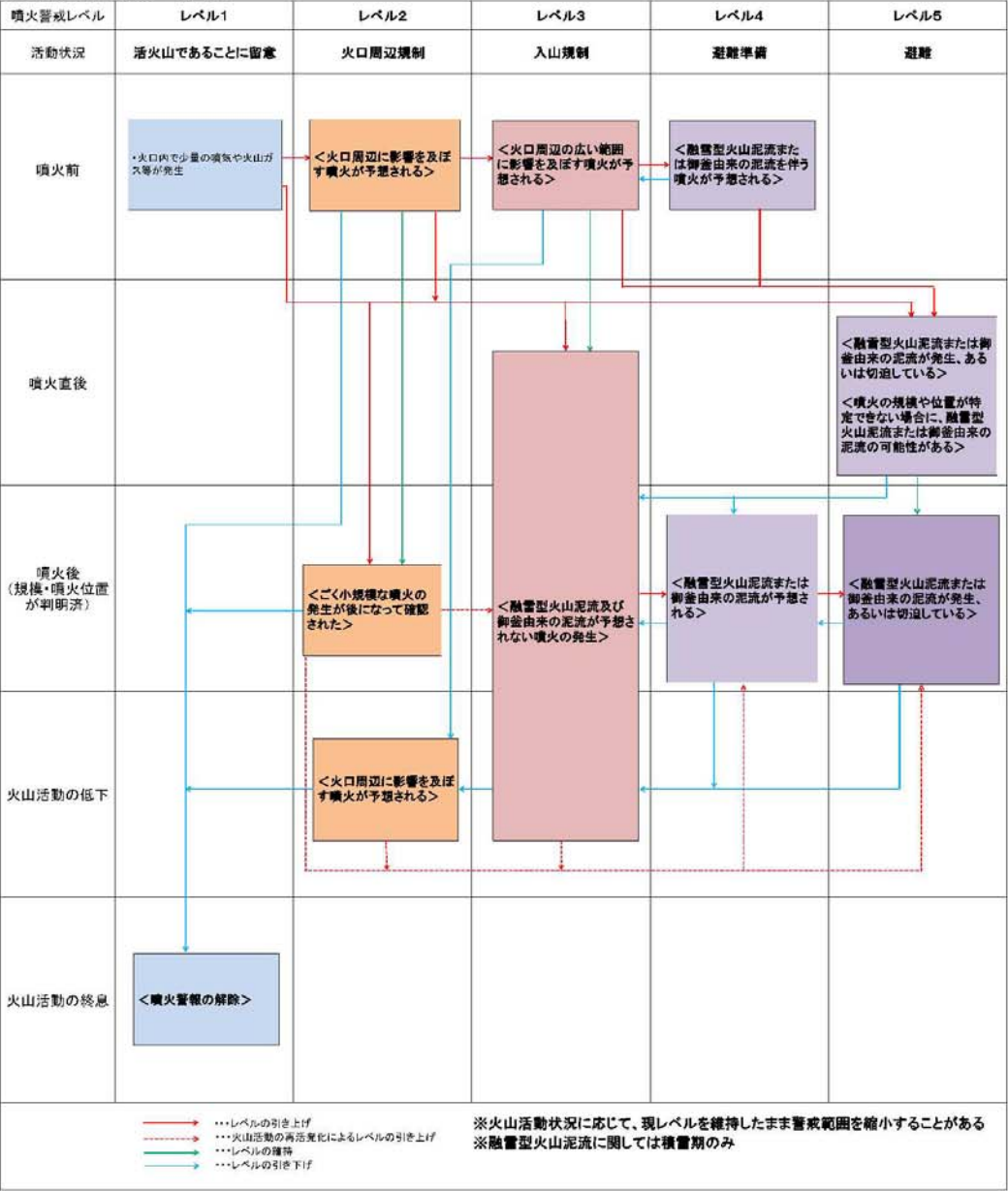
注1）御釜由来の泥流とは、噴火により御釜の湖水が流出することにより発生する泥流をいう。

注2）火口は、御釜を含む馬の背カルデラ内のいずれかに想定される。

注3）特定地域とは、濁川上流域の民間施設を指す。噴石、火砕流、融雪型火山泥流、御釜由来の泥流で、避難道路などが通行不能となるおそれがある地域では、早期避難等が必要。

※過去事例については引き続き検討を行い、後日確定させる。

(参考) 蔵王山噴火警戒レベル移行図



【資料 18-3】エコーライン開通期の対策

1. 噴火警報「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」発表時の対応

項目	対応者	対応策	
警戒事象		火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合 若しくは、小規模の噴火の発生が後になって確認された場合	
警戒範囲		大きな噴石	馬の背カルデラの縁から概ね1.2km以内の範囲
		火砕流・火砕サージ	馬の背カルデラの縁から概ね1.2km以内の範囲
(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 ×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○○kmの範囲内に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。	
	蔵王レストハウス	・近傍に設置のサイレン及び放送設備により、観光客・登山客に避難を呼びかける。 (例) こちらは蔵王山レストハウスです。 ×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。すみやかに近くの建物に避難して下さい。自分の身を守る行動をとってください。落ち着いて行動してください。（※数回繰り返し）	
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）	
(2) 施設の閉鎖	蔵王レストハウス 対応者：県観光課 （管理会社、売店・軽食運営者）	避難誘導	・管理会社は、サイレン、館外放送及び館内放送により、レストハウス内外の観光客・登山客に避難を呼びかけるとともに、1階売店／軽食及び2階レストランの従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。
		避難者受入 （避難誘導後）	・管理会社／売店／軽食／レストランの従業員は、防災倉庫からヘルメット等の防災用品を運び出し、誘導用の視認ベストや懐中電灯を身につける。 従業員は、避難者にヘルメット、マスク、飲料水等を配付するとともに、避難者のおおよその数とけが人の数を把握する。合わせて、身体障がい者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は、備え付けの衛星携帯電話により、消防、警察、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・避難が長時間に及ぶ場合は、管理会社は防災倉庫から保存用ビスケット等の保存食を運び出すとともに、軽食／レストランの従業員は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数が多い時は小分けする。
		施設閉鎖	・救援機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天／駒草平は火口に近いため） ・レストハウスの従業員は、観光客・登山客とともに順次下山する。 ・避難客が概ね退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客・登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 ・レストハウス閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）
	蔵王ハイライン料金所 対応者：宮城交通 （株）営業推進課 （料金所従業員）	避難誘導	・料金所従業員は、道路利用者に対し避難を呼びかけるとともに順次下山する。下山させる方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天／駒草平は火口に近いため）
		避難者受入 （避難誘導後）	・なし
		施設閉鎖	・原則として施錠しない。（山に残っている登山客がいる可能性があるため） ・ハイライン閉鎖は、レストハウスやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）
(3) 道路の閉鎖	町	以下の対象箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘舟引線：町道硯石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点	
(4) 登山口等における入山規制の看板設置	町	以下の対象箇所に警戒発表に係る入山規制のための看板を設置する。 ・南蔵王（不忘山）登山口（硯石）	

2. 噴火警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」発表時の対応

項目		対応者	対応策	
警戒事象			火口周辺に広い範囲まで影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合 若しくは、融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が予想されない噴火が発生した場合	
警戒範囲			大きな噴石	御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
			火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲
(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町		・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 ×月×日○時○分に蔵王山において「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○kmの範囲内に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。	
	蔵王レストハウス		・近傍に設置のサイレン及び放送設備により、観光客・登山客に避難を呼びかける。 (例) こちらは蔵王山レストハウスです。 ×月×日○時○分に蔵王山において「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されました。すみやかに近くの建物に避難して下さい。自分の身を守る行動をとってください。落ち着いて行動してください。（※数回繰り返し）	
	県消防課		・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）	
(2) 施設の閉鎖	蔵王レストハウス 対応者：県観光課 (管理会社、売店・軽食運営者)	避難誘導	・管理会社は、サイレン、館外放送及び館内放送により、レストハウス内外の観光客・登山客に避難を呼びかけるとともに、1階売店／軽食及び2階レストランの従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。	
		避難者受入 (避難誘導後)	・管理会社／売店／軽食／レストランの従業員は、防災倉庫からヘルメット等の防災用品を運び出し、誘導用の視認ベストや懐中電灯を身につける。 従業員は、避難者にヘルメット、マスク、飲料水等を配付するとともに、避難者のおおよその数とけが人の数を把握する。合わせて、身体障がい者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は、備え付けの衛星携帯電話により、消防、警察、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・避難が長時間に及ぶ場合は、管理会社は防災倉庫から保存用ビスケット等の保存食を運び出すとともに、軽食／レストランの従業員は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数が多い時は小分けする。	
		施設閉鎖	・救援機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天／駒草平は火口に近いため） ・レストハウスの従業員は、観光客・登山客とともに順次下山する。 ・避難客が概ね退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客・登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 ・レストハウス閉鎖は、ハイラインやエコライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）	
	蔵王ハイライン料金所 対応者：宮城交通(株)営業推進課 (料金所従業員)	避難誘導	・料金所従業員は、道路利用者に対し避難を呼びかけるとともに順次下山する。下山させる方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天／駒草平は火口に近いため）	
		避難者受入 (避難誘導後)	・なし	
		施設閉鎖	・原則として施錠しない。（山に残っている登山客がいる可能性があるため） ・ハイライン閉鎖は、レストハウスやエコライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）	
(3) 道路の閉鎖	町		以下の対象箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘舟引線：町道硯石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点	
(4) 登山口等における入山規制の看板設置	町		以下の対象箇所に警戒発表に係る入山規制のための看板を設置する。 ・南蔵王（不忘山）登山口（硯石）	
(5) 観光客等避難対策	町		警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山客を対象に、必要に応じて避難所を開設する。	

3. 噴火警報「噴火警戒レベル4（避難準備）」発表時の対応 「御釜由来の泥流」

項目	対応者	対応策
警戒事象		御釜由来の泥流などを伴う噴火が予想される場合
警戒範囲		御釜由来の泥流 濁川、松川地域の一部の居住地域
		大きな噴石 御釜中心から概ね3.5km以内の範囲 火砕流・火砕サージ 御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲
(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・アラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 ×月×日○時○〇分に蔵王山において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○〇kmの範囲に避難勧告を、○〇川流域の一部の地区に避難準備情報を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。
	蔵王レストハウス	・近傍に設置のサイレン及び放送設備により、観光客・登山客に避難を呼びかける。 (例) こちらは蔵王山レストハウスです。 ×月×日○時○〇分に蔵王山において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。すみやかに近くの建物に避難して下さい。自分の身を守る行動をとってください。落ち着いて行動してください。（※数回繰り返す）
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）
(2) 施設の閉鎖	蔵王レストハウス 対応者：県観光課（管理会社、売店・軽食運営者）	避難誘導 ・管理会社は、サイレン、館外放送及び館内放送により、レストハウス内外の観光客・登山客に避難を呼びかけるとともに、1階売店／軽食及び2階レストランの従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。
		避難者受入（避難誘導後） ・管理会社／売店／軽食／レストランの従業員は、防災倉庫からヘルメット等の防災用品を運び出し、誘導用の視認ベストや懐中電灯を身につける。 従業員は、避難者へヘルメット、マスク、飲料水等を配付するとともに、避難者のおおその数とけが人の数を把握する。合わせて、身体障がい者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は、備え付けの衛星携帯電話により、消防、警察、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・避難が長時間に及ぶ場合は、管理会社は防災倉庫から保存用ビスケット等の保存食を運び出すとともに、軽食／レストランの従業員は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数が多い時は小分けする。
		施設閉鎖 ・救援機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天／駒草平は火口に近いため） ・レストハウスの従業員は、観光客・登山客とともに順次下山する。 ・避難客が概ね退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客・登山客がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 ・レストハウス閉鎖は、ハイラインやエコライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）
	蔵王ハイライン料金所 対応者：宮城交通（株）営業推進課（料金所従業員）	避難誘導 ・料金所従業員は、道路利用者に対し避難を呼びかけるとともに順次下山する。下山させる方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天／駒草平は火口に近いため）
		避難者受入（避難誘導後） ・なし
		施設閉鎖 ・原則として施錠しない。（山に残っている登山客がいる可能性があるため） ・ハイライン閉鎖は、レストハウスやエコライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）
(3) 道路の閉鎖	町	以下の対象箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘舟引線：町道硯石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点
(4) 登山口等における規制看板の設置	町	以下の対象箇所に警戒発表に係る入山規制のための看板を設置する。 ・南蔵王（不忘山）登山口（硯石）
(5) 観光客等避難対策	町	警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山客を対象に、必要に応じて避難所を開設する。

4. 噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」発表時の対応 「御釜由来の泥流」

項目	対応者	対応策
警戒事象		火山活動により御釜由来の泥流が発生、あるいは切迫している場合
警戒範囲		御釜由来の泥流 濁川、松川地域の一部の居住地域
		大きな噴石 御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
		火砕流・火砕サージ 御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲
(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Liアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 ×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から〇〇kmの範囲と〇〇川流域の一部の地区に避難指示を発令しました。 慌てず落ち着いて避難して下さい。
	蔵王レストハウス	・近傍に設置のサイレン及び放送設備により、観光客・登山客に避難を呼びかける。 (例) こちらは蔵王山レストハウスです。 ×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。すみやかに近くの建物に避難して下さい。自分の身を守る行動をとってください。落ち着いて行動してください。（※数回繰り返す）
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）
(2) 施設の閉鎖	蔵王レストハウス 対応者：県観光課（管理会社、売店・軽食運営者）	避難誘導 ・管理会社は、サイレン、館外放送及び館内放送により、レストハウス内外の観光客・登山客に避難を呼びかけるとともに、1階売店／軽食及び2階レストランの従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。
		避難者受入（避難誘導後） ・管理会社／売店／軽食／レストランの従業員は、防災倉庫からヘルメット等の防災用品を運び出し、誘導用の視認ベストや懐中電灯を身につける。 従業員は、避難者へヘルメット、マスク、飲料水等を配付するとともに、避難者のおおよその数とけが人の数を把握する。合わせて、身体障がい者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は、備え付けの衛星携帯電話により、消防、警察、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・避難が長時間に及ぶ場合は、管理会社は防災倉庫から保存用ビスケット等の保存食を運び出すとともに、軽食／レストランの従業員は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数が多い時は小分けする。
		施設閉鎖 ・救援機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天／駒草平は火口に近いため） ・レストハウスの従業員は、観光客・登山客とともに順次下山する。 ・避難客が概ね退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客・登山客がいる可能性があるため、原則として施設しない。 ・レストハウス閉鎖は、ハイラインやエコライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）
	蔵王ハイライン料金所 対応者：宮城交通（株）営業推進課（料金所従業員）	避難誘導 ・料金所従業員は、道路利用者に対し避難を呼びかけるとともに順次下山する。下山させる方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天／駒草平は火口に近いため）
		避難者受入（避難誘導後） ・なし
		施設閉鎖 ・原則として施設しない。（山に残っている登山客がいる可能性があるため） ・ハイライン閉鎖は、レストハウスやエコライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）
(3) 道路の閉鎖	町	以下の対象箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘舟引線：町道硯石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点
(4) 登山口等における規制の看板設置	町	以下の対象箇所に警戒発表に係る入山規制のための看板を設置する。 ・南蔵王（不忘山）登山口（硯石）
(5) 観光客等避難対策	町	警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山客を対象に、必要に応じて避難所を開設する。

【資料 18-4】エコーライン閉鎖期の対策

1. 噴火警報「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」発表時の対応

項目	対応者	対応策
警戒事象		火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合 若しくは、小規模の噴火の発生が後になって確認された場合
警戒範囲		大きな噴石 馬の背カルデラの縁から概ね1.2km以内の範囲 火砕流・火砕サージ 馬の背カルデラの縁から概ね1.2km以内の範囲
(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Lアラートの緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 ×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○○kmの範囲内に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）
(2) 施設の閉鎖	蔵王レストハウス	避難小屋については、冬季のため、所有形態や施設の有無にかかわらず、特段の作業は行わない。
	蔵王ハイライン料金所	冬季閉鎖のため特段の作業は行わない。
(3) 道路の閉鎖	町	以下の対象箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘舟引線：町道碓石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・碓石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点
(4) 登山口等における入山規制の看板設置	町	なし

2. 噴火警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」発表時の対応

項目	対応者	対応策
警戒事象		火口周辺の広い範囲に影響を及ぼす噴火が予想される場合 若しくは、融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が予想されない噴火が発生した場合
警戒範囲		大きな噴石 御釜中心から概ね3.5km以内の範囲 火砕流・火砕サージ 御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲
(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Lアラートの緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 ×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○○kmの範囲内に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）
(2) 施設の閉鎖	蔵王レストハウス	避難小屋については、冬季のため、所有形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業は行わない。
	蔵王ハイライン料金所	冬季閉鎖のため特段の作業は行わない。
(3) 道路の閉鎖	町	町は、以下の箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘舟引線：町道硯石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点
(4) 登山口等における入山規制の看板設置	町	なし
(5) 観光客等避難対策	町	警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山者を対象に、必要に応じて避難所を開設する。

3. 噴火警報「噴火警戒レベル4（避難準備）」発表時の対応

① 「御釜由来の泥流」

項目	対応者	対応策
警戒事象		御釜由来の泥流などを伴う噴火が予想される場合
警戒範囲		御釜由来の泥流 濁川、松川地域の一部の居住地域
		大きな噴石 御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
		火砕流・火砕サージ 御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲
(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 ×月×日○時○分蔵王山において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○kmの範囲に避難勧告を、○○川流域の一部の地区に避難準備情報を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）
(2) 施設の閉鎖	蔵王レストハウス	避難小屋については、冬季のため、所有形態や施設の有無にかかわらず、特段の作業は行わない。
	蔵王ハイライン料金所	冬季閉鎖のため特段の作業は行わない。
(3) 道路の閉鎖	町	町は、以下の箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘舟引線：町道碓石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・碓石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点
(4) 登山口等における入山規制の看板設置	町	なし
(5) 観光客等避難対策	町	警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山者を対象に、必要に応じて避難所を開設する。

② 「融雪型火山泥流（水蒸気噴火）」

項目	対応者	対応策
警戒事象		融雪型火山泥流を伴う噴火が予想される場合
警戒範囲	融雪型火山泥流	蔵王川、濁川、澄川、松川、須川地域の一部の居住地域
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲
(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらはセッケ宿町です。 ×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、セッケ宿町は、火口から○○kmの範囲に避難勧告を、○○川流域の一部の地区に避難準備情報を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）
(2) 施設の閉鎖	蔵王レストハウス	避難小屋については、冬季のため、所有形態や施設の有無にかかわらず、特段の作業は行わない。
	蔵王ハイライン料金所	冬季閉鎖のため特段の作業は行わない。
(3) 道路の閉鎖	町	町は、以下の箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘舟引線：町道硯石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・硯石線：主要地方道南蔵王セッケ宿線交点
(4) 登山口等における入山規制の看板設置	町	なし
(5) 観光客等避難対策	町	警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山者を対象に、必要に応じて避難所を開設する。

③ 「融雪型火山泥流（マグマ噴火）」

項目	対応者	対応策
警戒事象		融雪型火山泥流を伴う噴火が予想される場合
警戒範囲	融雪型火山泥流	蔵王川、濁川、澄川、松川、須川地域の一部の居住地域
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲
(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらはセッケ宿町です。 ×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、セッケ宿町は、火口から〇〇kmの範囲に避難勧告を、〇〇川流域の一部の地区に避難準備情報を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）
(2) 施設の閉鎖	蔵王レストハウス	避難小屋については、冬季のため、所有形態や施設の有無にかかわらず、特段の作業は行わない。
	蔵王ハイライン料金所	冬季閉鎖のため特段の作業は行わない。
(3) 道路の閉鎖	町	町は、以下の箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘舟引線：町道硯石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・硯石線：主要地方道南蔵王セッケ宿線交点
(4) 登山口等における入山規制の看板設置	町	なし
(5) 観光客等避難対策	町	警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山者を対象に、必要に応じて避難所を開設する。

4. 噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」発表時の対応

①「御釜由来の泥流」

項目	対応者	対応策
警戒事象		火山活動により御釜由来の泥流が発生、あるいは切迫している場合
警戒範囲		御釜由来の泥流
		澄川、松川地域の一部の居住地域
		大きな噴石
		御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
		火砕流・火砕サージ
		御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲
(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 ×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から○kmの範囲と○○川流域の一部の地区に避難指示を発令しました。 慌てず落ち着いて避難して下さい。
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）
(2) 施設の閉鎖	蔵王レストハウス	避難小屋については、冬季のため、所有形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業は行わない。
	蔵王ハイライン料金所	冬季閉鎖のため特段の作業は行わない。
(3) 道路の閉鎖	町	町は、以下の箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘舟引線：町道硯石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点
(4) 登山口等における入山規制の看板設置	町	なし
(5) 観光客等避難対策	町	警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山者を対象に、必要に応じて避難所を開設する。

② 「融雪型火山泥流（水蒸気噴火）」

項目	対応者	対応策
警戒事象		火山活動により融雪型火山泥流が発生、あるいは切迫している場合
警戒範囲	融雪型火山泥流	蔵王川、濁川、澄川、松川、須川地域の一部の居住地域
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲
(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 ×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、七ヶ宿町は、火口から〇〇kmの範囲と〇〇川流域の一部の地区に避難指示を発令しました。 慌てず落ち着いて避難して下さい。
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）
(2) 施設の閉鎖	蔵王レストハウス	避難小屋については、冬季のため、所有形態や施設の有無にかかわらず、特段の作業は行わない。
	蔵王ハイライン料金所	冬季閉鎖のため特段の作業は行わない。
(3) 道路の閉鎖	町	町は、以下の箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘舟引線：町道硯石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・硯石線：主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点
(4) 登山口等における入山規制の看板設置	町	なし
(5) 観光客等避難対策	町	警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山者を対象に、必要に応じて避難所を開設する。

③ 「融雪型火山泥流（マグマ噴火）」

項目	対応者	対応策
警戒事象		火山活動により融雪型火山泥流が発生、あるいは切迫している場合
警戒範囲	融雪型火山泥流	蔵王川、濁川、澄川、松川、須川地域の一部の居住地域
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2km以内および八方沢・濁川上流域の範囲
(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらはセッケ宿町です。 ×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、セッケ宿町は、火口から○○kmの範囲と○○川流域の一部の地区に避難指示を発令しました。 慌てず落ち着いて避難して下さい。
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難勧告等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）
(2) 施設の閉鎖	蔵王レストハウス	避難小屋については、冬季のため、所有形態や施設の有無にかかわらず、特段の作業は行わない。
	蔵王ハイライン料金所	冬季閉鎖のため特段の作業は行わない。
(3) 道路の閉鎖	町	町は、以下の箇所において道路の閉鎖を行う。 ・不忘舟引線：町道硯石線交点 ・吉沼線：長老123番地1先 ・不忘線：長老174番地40先 ・硯石線：主要地方道南蔵王セッケ宿線交点
(4) 登山口等における入山規制の看板設置	町	なし
(5) 観光客等避難対策	町	警報発表後に帰宅困難となった観光客、登山者を対象に、必要に応じて避難所を開設する。

【資料 18-5】降灰後の土石流の対策

1. 水蒸気噴火後の対応

項目	対応者	対応策
警戒事象		降灰堆積厚が10cm以上となった溪流で、かつ、24時間で125mm程度以上の降雨が予想される場合
警戒範囲		土石流 祓川、北川地域の一部の居住地域
(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらは七ヶ宿町です。 七ヶ宿町は、大雨による土石流の危険性が高まったことから、×月×日〇時〇〇分に〇〇川流域の一部に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表の周知を行う。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）
(2) 施設の閉鎖	蔵王レストハウス 蔵王ハイライン料金所	土石流による施設閉鎖はなし
(3) 道路の閉鎖	町	なし
(4) 登山口等における規制看板の設置	町	※噴火警報発表に係る規制看板は設置済
(5) 観光客等避難対策	町	なし

2. マグマ噴火後の対応

項目	対応者	対応策
警戒事象		降灰堆積厚が10cm以上となった溪流で、かつ、24時間で125mm程度以上の降雨が予想される場合
警戒範囲	土石流	祓川、北川、前川地域の一部の居住地域
(1) 観光客、登山客、施設等への警報発表及び避難勧告等発令の周知	町	・Lアラートの緊急速報メールにより警報発表及び避難勧告等発令を周知。 (例) こちらはセヶ宿町です。 セヶ宿町は、大雨による土石流の危険性が高まったことから、×月×日○時○○分に○○川流域の一部に対し、避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。
	県消防課	・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表の周知を行う。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山客、観光客等に対する周知を主な目的とする。）
(2) 施設の閉鎖	蔵王レストハウス 蔵王ハイライン料金所	土石流による施設閉鎖はなし
(3) 道路の閉鎖	町	なし
(4) 登山口等における規制看板の設置	町	※噴火警報発表に係る規制看板は設置済
(5) 観光客等避難対策	町	なし

【資料 18-6】蔵王山噴火警戒に係る対応状況報告

様式

【宮城県】

蔵王山噴火警戒に係る対応状況報告

警報	警戒レベル 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5				
報告日時	平成	年	月	日	:
機関名		報告者名			

1 避難勧告・指示の状況

市町村名	避難勧告・指示の種別	日時	地区	備考
白石市	勧告 ・ 指示	/ :		
蔵王町	勧告 ・ 指示	/ :		
七ヶ宿町	勧告 ・ 指示	/ :		
川崎町	勧告 ・ 指示	/ :		

2 施設の閉鎖

所在地	施設名	閉鎖時間	施設利用者数	けが人等の状況
七ヶ宿町	蔵王レストハウス	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	蔵王レストハウス内避難小屋	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	蔵王ハイライン料金所	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	刈田リフト	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
蔵王町	刈田嶺神社	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	こまくさ平売店	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	蔵王寺	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	刈田岳避難小屋	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	熊野岳避難小屋	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無

様式

【宮城県】

	東北大学佐エ門小屋	未定・予定・閉鎖済 / ；	約	人	有 (人) 無
	刈田峠避難小屋	未定・予定・閉鎖済 / ；	約	人	有 (人) 無
	清溪小屋	未定・予定・閉鎖済 / ；	約	人	有 (人) 無
	仙台一高避難小屋	未定・予定・閉鎖済 / ；	約	人	有 (人) 無
	聖山平ヒュッテ	未定・予定・閉鎖済 / ；	約	人	有 (人) 無
	T・Gヒュッテ「栄光」	未定・予定・閉鎖済 / ；	約	人	有 (人) 無
	すみかわスノーパーク	未定・予定・閉鎖済 / ；	約	人	有 (人) 無

3 道路の閉鎖

道路名等	閉鎖時間	備考
白石上山線（県道）除雪基地ゲート	未定・予定・閉鎖済 / ；	
白石上山線（県道）澄川ゲート	未定・予定・閉鎖済 / ；	
青根蔵王線（県道）冬季ゲート	未定・予定・閉鎖済 / ；	
4 5 7 号（国道）遠刈田大橋	未定・予定・閉鎖済 / ；	
白石上山線（県道）清水原橋	未定・予定・閉鎖済 / ；	
白石上山線（県道）松川橋	未定・予定・閉鎖済 / ；	
岩沼蔵王線（県道）宮大橋	未定・予定・閉鎖済 / ；	
4 5 7 号（国道） 青根蔵王線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / ；	約 4,450m 区間
4 5 7 号（国道） 北山中央線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / ；	
白石上山線（県道） 蔵王川崎線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / ；	約 3,680m 区間
白石上山線（県道） 堀内棚村線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / ；	
白石上山線（県道） 岩沼蔵王線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / ；	約 1,250m 区間
白石上山線（県道） 宮曲竹線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / ；	
白石上山線（県道） 下別当 1 号線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / ；	約 1,550m 区間

様式

【宮城県】

白石上山線（県道） 山田沢線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / ；	
白石上山線（県道） 蔵王川崎線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / ；	約 6,070m 区間
白石上山線（県道） 永野山ノ入平沢線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / ；	
白石上山線（県道） 岩沼蔵王線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / ；	約 4,310m 区間
白石上山線（県道） 山田沢線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / ；	
岩沼蔵王線（県道） 白石上山線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / ；	約 1,220m 区間
岩沼蔵王線（県道） 4 号（国道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / ；	
蔵王大河原線（県道） 白石上山線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / ；	約 2,140m 区間
蔵王大河原線（県道） 藪川橋	未定・予定・閉鎖済 / ；	
遠刈田団地 2 号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
遠刈田砂防公園線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
遠刈田市街 5 号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
遠刈田市街 2 号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
新地七日原線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
遠刈田市街 3 号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
遠刈田市街 1 号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
横柴線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
千間線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
千間開発線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
開発松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
小妻坂下ノ原線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
善舞森八山線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	

様式

【宮城県】

下八山線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
八室線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
永野棚村線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
西浦杉ヤラ線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
東浦松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
曲竹発電所線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
明神河原線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
曲竹松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
運動公園線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
松川公園線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
曲竹桑竹線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
館前蟹沢線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
川原館線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
南谷地線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
河原畑向山線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
豊向線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
向山矢附塩沢線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
林前側道線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
逆川淡島線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
相沢側道線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
猫田松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	
大除住宅線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ；	

様式

【宮城県】

大除中央線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
松手原入線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
田中欠前線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
宮松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
大除線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
松原線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
不忘舟引線（町道）町道硯石線交点	未定・予定・閉鎖済 / ;	
吉沼線（町道）長老123番地1先	未定・予定・閉鎖済 / ;	
不忘線（町道）長老174番地40先	未定・予定・閉鎖済 / ;	
硯石線（町道） 主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点	未定・予定・閉鎖済 / ;	

注意喚起看板の設置

所在地	箇所名	設置日時	備考
蔵王町	白石上山線（県道）	未定・予定・設置済 / ;	
	白石上山線（県道） 国道457線分岐	未定・予定・設置済 / ;	
	白石上山線（県道） 町道北山中央線分岐	未定・予定・設置済 / ;	
	457号線（国道） 遠刈田大橋前後	未定・予定・設置済 / ;	
	白石上山線（県道） 県道蔵王川崎線分岐	未定・予定・設置済 / ;	
	白石上山線（県道） 蔵王町役場前	未定・予定・設置済 / ;	
	白石上山線（県道） 県道岩沼蔵王線分岐	未定・予定・設置済 / ;	
	白石上山線（県道） 町道山田沢線分岐	未定・予定・設置済 / ;	
	岩沼蔵王線（県道） 県道白石上山線分岐	未定・予定・設置済 / ;	
	岩沼蔵王線（県道） 国道4号線分岐	未定・予定・設置済 / ;	

様式

【宮城県】

4 立入規制看板の設置

所在地	登山口等名	設置日時	備考
蔵王町	大黒天登山口（大黒天～刈田岳）	未定・予定・設置済 / ；	
	賽の磧登山口（かもしか温泉跡～追分）	未定・予定・設置済 / ；	
	えぼしスキー場（倉石～股窪）	未定・予定・設置済 / ；	
	えぼしスキー場（石子～後鳥帽子岳）	未定・予定・設置済 / ；	
	えぼしスキー場（前鳥帽子岳～後鳥帽子岳）	未定・予定・設置済 / ；	
	えぼしスキー場（七日原～後鳥帽子岳）	未定・予定・設置済 / ；	
川崎町	寝々温泉登山口（名号峰～熊野岳）	未定・予定・設置済 / ；	
	紅葉台（青根）登山口（名号峰～熊野岳）	未定・予定・設置済 / ；	
	ぶどう沢登山口（八方平～名号峰）	未定・予定・設置済 / ；	
	笹谷温泉登山口（笹雁新道～北雁戸山）	未定・予定・設置済 / ；	
	坂元沢登山口（有耶無耶関～雁戸山）	未定・予定・設置済 / ；	
	笹谷峠登山口（雁戸山～八方平～名号峰）	未定・予定・設置済 / ；	
白石市	白石スキー場（ジャンボリーコース）	未定・予定・設置済 / ；	
	白石スキー場（水引入道コース）	未定・予定・設置済 / ；	
	白石スキー場（不忘山コース）	未定・予定・設置済 / ；	
	神嶺林道入口（ジャンボリーコース）	未定・予定・設置済 / ；	
	南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース）	未定・予定・設置済 / ；	
七ヶ宿町	南蔵王（不忘山）登山口（硯石）	未定・予定・設置済 / ；	

5 観光客等避難対策

所在地	避難所名	開設日時	避難者数	備考
蔵王町	遠刈田地区公民館	未定・予定・開設済 / ；	約 人	

様式

【宮城県】

6 避難所開設状況

所在地	避難所名	開設日時	避難者数	備考
蔵王町	遠刈田幼稚園	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	遠刈田地区公民館	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	遠刈田小学校	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	七日原集会所	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	遠刈田中学校	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	小妻坂公民館	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	永野西公民館	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	ふるさと文化会館	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	矢附公民館	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	曲竹公民館	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	曲竹南集会所	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	宮司生活センター	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	宮地区指定避難所	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	宮地区公民館,	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	向山生活センター	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
川崎町	野上分館	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	古関分館	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	腹帯地区集落センター	未定・予定・開設済 / ;	約 人	
	旧青根分校	未定・予定・開設済 / ;	約 人	

様式

記載例

【宮城県】

蔵王山噴火警報に係る対応状況報告

警報	警戒レベル	2	・	3	・	4	・	5
報告日時	平成〇〇年 9月 1日 16:30							
機関名	宮城県危機対策課	報告者名	宮城 太郎					

1 避難勧告・指示の状況

市町村名	避難勧告・指示の種別	日時	地区	備考
白石市	勧告 ・ 指示	9/1 13:30	火口から3.5kmの範囲内	
蔵王町	勧告 ・ 指示	9/1 13:30	火口から3.5kmの範囲内 小妻坂、永野西、八室地区	
七ヶ宿町	勧告 ・ 指示	9/1 13:30	火口から3.5kmの範囲内	
川崎町	勧告 ・ 指示	9/1 13:30	火口から3.5kmの範囲内	

2 施設の閉鎖

所在地	施設名	閉鎖時間 未定・予定・閉鎖済	施設利用者数	けが人等の状況
七ヶ宿町	蔵王レストハウス	未定・予定・閉鎖済 9/1 14:00	約 50人	有 (10人) 無
	蔵王レストハウス内避難小屋	未定・予定・閉鎖済 9/1 14:00	約 人	有 (人) 無
	蔵王ハイライン料金所	未定・予定・閉鎖済 9/1 17:00	約 人	有 (人) 無
	刈田リフト	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
蔵王町	刈田嶺神社	未定・予定・閉鎖済 9/1 16:00	約 人	有 (人) 無
	こまくさ平売店	未定・予定・閉鎖済 9/1 14:30	約 10人	有 (人) 無
	蔵王寺	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	刈田岳避難小屋	未定・予定・閉鎖済 9/1 16:00	約 人	有 (人) 無
	熊野岳避難小屋	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無

様式

記載例

【宮城県】

	東北大学佐エ門小屋	未定 ・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	刈田峠避難小屋	未定 ・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	清溪小屋	未定・ 予定 ・閉鎖済 9/1 16:00	約 人	有 (人) 無
	仙台一高避難小屋	未定・ 予定 ・閉鎖済 9/1 16:00	約 人	有 (人) 無
	聖山平ヒュッテ	未定 ・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	T・Gヒュッテ「栄光」	未定 ・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	すみかわスノーパーク	未定 ・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無

3 道路の閉鎖

道路名等	閉鎖時間	備考
白石上山線（県道）除雪基地ゲート	未定 ・予定・閉鎖済 / :	
白石上山線（県道）澄川ゲート	未定 ・予定・閉鎖済 / :	
青根蔵王線（県道）冬季ゲート	未定 ・予定・閉鎖済 / :	
457号（国道）遠刈田大橋	未定 ・予定・閉鎖済 / :	
白石上山線（県道）清水原橋	未定 ・予定・閉鎖済 / :	
白石上山線（県道）松川橋	未定・ 予定 ・閉鎖済 9/1 16:00	
岩沼蔵王線（県道）宮大橋	未定・ 予定 ・閉鎖済 9/1 16:00	
457号（国道） 青根温泉湯本バス停	未定 ・予定・閉鎖済 / :	約 4,450m区間
457号（国道） 北山中央線（町道）分岐点	未定 ・予定・閉鎖済 / :	
白石上山線（県道） 蔵王川崎線（県道）分岐点	未定 ・予定・閉鎖済 / :	約 3,680m区間
白石上山線（県道） コスモスライン（町道）分岐点	未定 ・予定・閉鎖済 / :	
白石上山線（県道） 岩沼蔵王線（県道）分岐点	未定 ・予定・閉鎖済 / :	約 1,250m区間
白石上山線（県道） 宮曲竹線（町道）分岐点	未定 ・予定・閉鎖済 / :	
白石上山線（県道） 下別当1号線（町道）分岐点	未定 ・予定・閉鎖済 / :	約 1,550m区間

様式	記載例	【宮城県】
白石上山線（県道） 山田沢線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / : :	
白石上山線（県道） 蔵王川崎線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / : :	約 6,070m 区間
白石上山線（県道） 永野山ノ入平沢線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / : :	
白石上山線（県道） 岩沼蔵王線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / : :	約 4,310m 区間
白石上山線（県道） 山田沢線（町道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / : :	
岩沼蔵王線（県道） 白石上山線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 9/1 16:00	約 1,220m 区間
岩沼蔵王線（県道） 4号（国道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 9/1 16:00	
蔵王大河原線（県道） 白石上山線（県道）分岐点	未定・予定・閉鎖済 / : :	約 2,140m 区間
蔵王大河原線（県道） 蔵川橋	未定・予定・閉鎖済 9/1 16:00	
遠刈田団地2号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
遠刈田砂防公園線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
遠刈田市街5号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
遠刈田市街2号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
新地七日原線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
遠刈田市街3号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
遠刈田市街1号線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
横柴線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
千間線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
千間開発線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
開発松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
小妻坂下ノ原線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
善舞森八山線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	

様式	記載例	【宮城県】
下八山線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
八室線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
永野棚村線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
西浦杉ヤラ線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
東浦松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
曲竹発電所線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
明神河原線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
曲竹松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
運動公園線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
松川公園線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
曲竹桑竹線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
舘前蟹沢線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
川原舘線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
南谷地線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
河原畑向山線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
豊向線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
向山矢附塩沢線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
林前側道線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
逆川淡島線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
相沢側道線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
猫田松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	
大除住宅線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / ;	

様式	記載例	【宮城県】
大除中央線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
松手原入線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
田中欠前線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
宮松川線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
大除線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
松原線（町道）	未定・予定・閉鎖済 / : :	
不忘舟引線（町道）町道硯石線交点	未定・予定・閉鎖済 9/1 15:00	
吉沼線（町道）長老123番地1先	未定・予定・閉鎖済 9/1 15:00	
不忘線（町道）長老174番地40先	未定・予定・閉鎖済 9/1 15:00	
硯石線（町道） 主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点	未定・予定・閉鎖済 9/1 15:00	

注意喚起看板の設置

所在地	箇所名	設置日時	備考
蔵王町	白石上山線（県道）	未定・予定・閉鎖済 9/1 16:00	
	白石上山線（県道） 国道457線分岐	未定・予定・閉鎖済 9/1 16:00	
	白石上山線（県道） 町道北山中央線分岐	未定・予定・閉鎖済 9/1 16:00	
	457号線（国道） 遠刈田大橋前後	未定・予定・閉鎖済 9/1 16:00	
	白石上山線（県道） 県道蔵王川崎線分岐	未定・予定・閉鎖済 9/1 16:00	
	白石上山線（県道） 蔵王町役場前	未定・予定・閉鎖済 9/1 16:00	
	白石上山線（県道） 県道岩沼蔵王線分岐	未定・予定・閉鎖済 9/1 16:00	
	白石上山線（県道） 町道山田沢線分岐	未定・予定・設置済 / :	
	岩沼蔵王線（県道） 県道白石上山線分岐	未定・予定・設置済 / :	
	岩沼蔵王線（県道） 国道4号線分岐	未定・予定・設置済 / :	

様式

記載例

【宮城県】

4 立入規制看板の設置

所在地	登山口等名	設置日時	備考
蔵王町	大黒天登山口（大黒天～刈田岳）	未定・予定・ 設置済 9/1 15:00	
	賽の磧登山口（かもしか温泉跡～追分）	未定 ・予定・設置済 / :	
	えぼしスキー場（倉石～股窪）	未定・ 予定 ・設置済 9/2 8:00	
	えぼしスキー場（石子～後鳥帽子岳）	未定・ 予定 ・設置済 9/2 8:00	
	えぼしスキー場（前鳥帽子岳～後鳥帽子岳）	未定・ 予定 ・設置済 9/2 8:00	
	えぼしスキー場（七日原～後鳥帽子岳）	未定・ 予定 ・設置済 9/2 8:00	
川崎町	峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳）	未定・ 予定 ・設置済 9/2 8:00	
川崎町	紅葉台（青根）登山口（名号峰～熊野岳）	未定・ 予定 ・設置済 9/2 8:00	
	ぶどう沢登山口（八方平～名号峰）	未定・ 予定 ・設置済 9/2 8:00	
	笹谷温泉登山口（笹雁新道～北雁戸山）	未定・ 予定 ・設置済 9/2 8:00	
	坂元沢登山口（有耶無耶関～雁戸山）	未定・ 予定 ・設置済 9/2 8:00	
	笹谷峠登山口（雁戸山～八方平～名号峰）	未定・ 予定 ・設置済 9/2 8:00	
白石市	白石スキー場（ジャンボリーコース）	未定・ 予定 ・設置済 9/2 8:00	
	白石スキー場（水引入道コース）	未定・ 予定 ・設置済 9/2 8:00	
	白石スキー場（不忘山コース）	未定・ 予定 ・設置済 9/2 8:00	
	神嶺林道入口（ジャンボリーコース）	未定・ 予定 ・設置済 9/2 8:00	
	南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース）	未定・ 予定 ・設置済 9/2 8:00	
七ヶ宿町	南蔵王（不忘山）登山口（硯石）	未定・ 予定 ・設置済 9/2 8:00	

5 観光客等避難対策

所在地	避難所名	開設日時	避難者数	備考
蔵王町	遠刈田地区公民館	未定・予定・ 開設済 9/1 16:00	約10人	

様式

記載例

【宮城県】

6 避難所開設状況

所在地	避難所名	開設日時	避難者数	備考
蔵王町	遠刈田幼稚園	未定・予定・開設済 9/1 16:00	約30人	
	遠刈田地区公民館	未定・予定・開設済 9/1 16:00	約20人	
	遠刈田小学校	未定・予定・開設済 9/1 16:00	約20人	
	七日原集会所	未定・予定・開設済 9/1 17:00	約 人	
	遠刈田中学校	未定・予定・開設済 9/1 16:00	約30人	
	小妻坂公民館	未定・予定・開設済 9/1 16:00	約40人	
	永野西公民館	未定・予定・開設済 9/1 17:00	約 人	
	ふるさと文化会館	未定・予定・開設済 9/1 17:00	約 人	
	矢附公民館	未定・予定・開設済 9/1 17:00	約 人	
	曲竹公民館	未定・予定・開設済 9/1 17:00	約 人	
	曲竹南集会所	未定・予定・開設済 9/1 17:00	約 人	
	宮司生活センター	未定・予定・開設済 9/1 17:00	約 人	
	宮地区指定避難所	未定・予定・開設済 9/1 17:00	約 人	
	宮地区公民館,	未定・予定・開設済 9/1 17:00	約 人	
	向山生活センター	未定・予定・開設済 9/1 17:00	約 人	
川崎町	野上分館	未定・予定・開設済 :	約 人	
	古関分館	未定・予定・開設済 :	約 人	
	腹帯地区集落センター	未定・予定・開設済 :	約 人	
	旧青根分校	未定・予定・開設済 :	約 人	

19. 様式

【様式 1】自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

七ヶ宿町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣を依頼します。

1 災害の種類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派遣を希望する期間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派遣先の責任者、連絡先	
6 派遣先への最適経路	
7 参考となるべき事項	

【様式 2】自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

七ヶ宿町長 ⑩

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤 収 期 日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

【様式 3】緊急通行車両標章

緊急通行車両標章

災害対策基本法施行令第33条第2項に基づく緊急通行車両の標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

【様式 4】死体処理台帳

死 体 処 理 台 帳

整理 番号	死亡 年月日	死体 発見日時	死体発見場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理				死体の 一時保存 料	検案料	実支出額	備考
					住所・氏名	死亡者 との関係	品名	単価	数量	金額				
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	小計 合計			人				円		円	円	円	円	

【様式 5】埋葬台帳

埋 葬 台 帳

整理 番号	死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		遺族住所・氏名	埋葬を行った者		火・埋葬場 所 納骨場所	市町村名 No. 埋 葬 費				備考
			氏名	性別 年齢		死亡者 との関係	住所・氏名		棺（付属 品含む）	埋葬または 火葬料	骨箱	計	
	年月日	年月日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年月日	年月日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年月日	年月日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年月日	年月日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年月日	年月日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年月日	年月日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年月日	年月日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年月日	年月日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	小計 合計		人						円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 件	(支給額) 円	(現物給与) 件	(支給等) 円	

(注) 1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬または火葬費の支給額等も各々記入すること。

2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

3 「備考」欄の特例は、災害救助法の適用による。